

平成 29 年度文部科学省委託調査「教育改革の総合的推進に関する調査研究」  
エビデンスに基づく教育政策の在り方に関する調査研究  
報告書

---

2018 年 3 月

**MRI** 株式会社三菱総合研究所

本報告書は、文部科学省の平成 29 年度委託事業による委託業務として、株式会社三菱総合研究所が実施した平成 29 年度「教育改革の総合的推進に関する調査研究～エビデンスに基づく教育政策の在り方に関する調査研究～」の成果を取りまとめたものです。

# 目次

<b>1. 調査研究の目的と概要</b> .....	<b>1</b>
1.1 調査研究の目的 .....	1
1.2 調査研究の概要 .....	1
1.2.1 文献調査 .....	1
1.2.2 インタビュー調査 .....	1
1.2.3 アンケート調査 .....	2
1.2.4 先進的な取組事例の紹介及び意見交換 .....	2
<b>2. 文献調査</b> .....	<b>3</b>
2.1 目的 .....	3
2.2 実施方法 .....	3
2.3 調査結果 .....	4
<b>3. インタビュー調査</b> .....	<b>7</b>
3.1 目的 .....	7
3.2 実施方法 .....	7
3.2.1 対象 .....	7
3.2.2 実施時期 .....	7
3.2.3 調査項目 .....	7
3.3 調査結果 .....	9
3.3.1 埼玉県戸田市 .....	9
3.3.2 東京都足立区 .....	13
3.3.3 大阪府箕面市 .....	19
3.3.4 岡山県 .....	24
3.3.5 福岡県田川市 .....	27
<b>4. アンケート調査</b> .....	<b>29</b>
4.1 目的 .....	29
4.2 実施方法 .....	29
4.2.1 対象 .....	29
4.2.2 実施時期 .....	29
4.2.3 調査項目 .....	29
4.3 調査結果 .....	30
4.3.1 集計結果 .....	30
4.3.2 調査結果のまとめ .....	36
<b>5. 先進的な取組事例の紹介及び意見交換</b> .....	<b>37</b>
5.1 目的 .....	37
5.2 開催概要 .....	37

5.3 対象 .....	37
5.4 プログラム .....	37
5.5 内容 .....	38
5.5.1 地方公共団体の事例紹介 .....	38
5.5.2 パネルディスカッション .....	39
5.5.3 会場との質疑応答 .....	41
5.6 実施後アンケート .....	43
<b>6. まとめ .....</b>	<b>45</b>
6.1 地方公共団体における現状 .....	45
6.2 エビデンスに基づく教育政策を推進する上での課題と対応方策 .....	46
6.2.1 施策立案の準備段階 .....	46
6.2.2 情報等の収集・分析段階 .....	48
6.2.3 施策の立案・実施段階 .....	51
6.2.4 施策の評価・改善 .....	52
6.3 エビデンスに基づく教育政策の普及のための方策 .....	54
<b>7. 参考資料 .....</b>	<b>56</b>
7.1 アンケート調査票 .....	56

## 1. 調査研究の目的と概要

### 1.1 調査研究の目的

現在、教育政策の推進において、より効果的・効率的に企画・立案等を進める観点や、国民・地域住民への説明責任を果たす観点から、可能な限り、客観的な根拠を重視し、エビデンスに基づくことに配慮して取組を進めていくことの必要性が指摘されている。

本調査研究においてはこうした状況を踏まえ、エビデンスに基づく教育政策の企画立案等の考え方や、取組の普及に向けて、先進的な取組を進める地方公共団体における現状や成果、課題等について調査研究を行うものである。

エビデンスに基づく教育政策の企画立案等に当たっては、教育政策の特性に配慮することも重要である。このことについて、「第3期教育振興基本計画について（答申）」（平成30年3月8日中央教育審議会）においては、教育政策を進めるに当たっての留意事項として以下の点を掲げている。

- 教育政策は、幼児、児童、生徒及び学生の成長や可能性の伸長等を目指して行われるものであり、一人一人の様々な教育ニーズを踏まえて、教育活動が行われる。このため、成果は多様であり、その評価は多角的な分析に基づくべきものであること。
- 他の政策分野と比較して、成果が判明するまで長い時間を要するものが多いこと。
- 成果に対して家庭環境など他の要因が強く影響している場合が多く、政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いこと。
- 研究者や大学、研究機関など、多様な主体と連携・協力しながら、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面（幼児、児童、生徒及び学生等の課題、保護者・地域の意向、事例分析、過去の実績等）についても可能な限り情報を収集・分析し、あるべき教育政策を総合的に判断して取り組むことが求められること。

これらの点に留意して、エビデンスに基づく教育政策を進めていく必要がある。

なお、エビデンスに基づく政策の企画立案等の考え方は教育行政においてのみならず、EBPM（Evidence-Based Policy Making）として政府全体でもその推進が進められている。

### 1.2 調査研究の概要

#### 1.2.1 文献調査

地方公共団体における先進的取組の概要等を把握するため、文献調査を実施した。

#### 1.2.2 インタビュー調査

文献調査を踏まえた上で、先進的な取組を進める地方公共団体の教育委員会及び関係する部局の行政職員を中心にインタビュー調査を実施した。また、地方公共団体に協力している有識者がいる場合は、有識者にもインタビュー調査を併せて実施した。

### 1.2.3 アンケート調査

都道府県、指定都市及び中核市を対象として、アンケート調査を実施した。

### 1.2.4 先進的な取組事例の紹介及び意見交換

インタビュー調査及びアンケート調査から得られた事例について普及するとともに、普及にあたっての留意点を確認するため、ディスカッションの場を設けた。

## 2. 文献調査

### 2.1 目的

先進的な取組の概要等を把握するために文献調査を実施する。

### 2.2 実施方法

各地方公共団体の取組を把握するため、以下の文献を調査した。

表 2-1 先進的な取組を進める地方公共団体把握のための文献調査対象

著者	出版年	文献・資料名・掲載ウェブサイト
文部科学省	平成 20 年	検証改善サイクル事業成果報告書 <sup>1</sup>
OECD 教育研究革新センター	平成 21 年	教育とエビデンス:研究と政策の協同に向けて
文部科学省	平成 21 年	全国学力・学習状況調査等を活用した学校改善の推進に係る実践研究 成果報告書 <sup>2</sup>
惣脇 宏	平成 22 年	英国におけるエビデンスに基づく教育政策の展開
文部科学省	平成 22 年	学力調査活用アクションプラン推進事業成果報告書 <sup>3</sup>
国立教育政策研究所	平成 23 年	国立教育政策研究所紀要 第 140 集 特集 教育研究におけるエビデンス
文部科学省	平成 23 年	確かな学力の育成に係る実践的調査研究 (全国学力・学習状況調査の結果を活用した調査研究) 成果報告書 <sup>4</sup>
国立教育政策研究所	平成 24 年	教育研究とエビデンス=Educational Research and Evidence:国際的動向と日本の現状と課題
D.ブリッジ, P. スメイヤー, R. スミス 編著	平成 25 年	エビデンスに基づく教育政策
文部科学省	平成 25 年	「全国的な学力調査に関する専門家会議」配布資料
石井英真	平成 27 年	教育実践の論理から「エビデンスに基づく教育」を問い直す—教育の標準化・市場化の中で—
日本教育学会機関誌編集委員会 編	平成 27 年	教育学研究 82 巻 2 号 特集 教育研究にとってのエビデンス
山野則子	平成 27 年	エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク

<sup>1</sup> [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/08013006/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/08013006/003.htm)

<sup>2</sup> [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/detail/1290073.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/detail/1290073.htm)

<sup>3</sup> [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakuryoku-chousa/actionplan/1300799.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/actionplan/1300799.htm)

<sup>4</sup> [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakuryoku-chousa/1310485.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/1310485.htm)

岩崎久美子	平成 29 年	エビデンスに基づく教育研究の政策活用を考える
国立教育政策研究所	平成 26 年	教育情報共有ポータルサイト <sup>5</sup>
ベネッセ教育総合研究所 <sup>6</sup>	平成 15 年	先進事例校リスト検索

## 2.3 調査結果

文献調査の結果、先進的な取組を進める地方公共団体を抽出した（表 2-2）。さらにその上で、人口規模や地域、取組の内容を考慮し、インタビュー調査を行う地方公共団体を選定した（選定した地方公共団体については、3.2.1 を参照。）。

表 2-2 先進的な取組を実施している地方公共団体

都道府県	取組例
埼玉県	県において、小学校 4 年生から中学校 3 年生までの個々の児童生徒の経年変化を追跡・評価可能な学力・学習状況調査を開発し、学習に役立つアドバイスを児童生徒にフィードバックしている。 また、大学等の研究機関と連携し、調査結果を分析し、市町村・学校においても独自分析が可能となる分析ツールを開発・配布している。
静岡県	全国学力・学習状況調査の結果を各学校単位で分析できるよう、分析ツールを開発・配布している。 また、近隣の大学と連携し、各学校の取組の改善や課題解決につながる PDCA サイクルの確立のため、調査協力校を選定し、協力校での取組の成果・課題等を県内の各学校に紹介している。
岡山県	全国学力・学習状況調査と県独自の学力調査を組み合わせ、小学校 3 年生から中学校 3 年生まで、毎年個々の児童生徒の経年変化を追跡し、課題等を把握して、対策を講じていく仕組みを構築した。 また、外部人材を活用しながら、その調査結果を県単位、市町村単位、学校単位で分析しながら、学校の授業改善等を推進している。 ※詳細な取組内容については、3.3.4 参照
大都市 (特別区含む)	取組例
東京都足立区	区独自の学力調査を実施し、小学校 2 年生から中学校 3 年生まで毎年学力調査を実施している。その結果を分析し、子供の学力向上施策を立案している。 また、外部人材を活用しながら、子供の貧困対策の効果を評価するための大規模なパネル調査を実施するなど、総合的な子供の貧困対策に全庁的に取り組んでいる。 ※詳細な取組内容については、3.3.2 参照

<sup>5</sup> <https://www.contet.nier.go.jp/>

<sup>6</sup> ベネッセ教育総合研究所「先進事例校リスト検索」（<https://berd.benesse.jp/magazine/schoollist/>）において、『VIEW21』等に掲載された事例を検索することが可能。小学校版は平成 15 年から、中学校版は平成 15 年から、高校版は平成 10 年から、教育委員会版は平成 10 年から掲載されている。



京都府京都市	<p>全国学力・学習状況調査結果をもとに市内の児童生徒の成果や課題等をデータ等で把握し、分析できるツールを開発している。</p> <p>教育委員会は、そのツールを生かし、各学校の成果や課題等に対応したきめ細やかな支援を行うとともに、各学校は、ツールにより把握できた成果や課題等をもとに、授業や生徒指導の改善等を進めている。</p>
<b>中核市等 (人口 20 万人以上 の市を含む)</b>	<b>取組例</b>
岐阜県岐阜市	<p>民間事業者と包括的な教育研究のための協定を締結し、英語学習やタブレットを活用した学習についてモデル的に取り組み、市全体への成果の普及を目指す取組を進めている。</p>
大阪府茨木市	<p>全国学力・学習状況調査の結果から、市全体の児童生徒の学力分布を分析し、課題等(対象学年や教科等)を具体的に把握した上で、学力向上のための事業展開を行うとともに、低学力層へのサポート(学習支援、福祉的支援等)のための人的配置を実施している。</p>
<b>その他の市</b>	<b>取組例</b>
栃木県佐野市	<p>全国学力・学習状況調査(小学校 6 年生、中学校 3 年生が対象)、県独自の学力調査(小学校 4 年生、5 年生、中学校 2 年生が対象)に加えて、小学校 1 年生、2 年生、3 年生、中学校 1 年生を対象に市独自の学力調査を実施し、これらの調査結果を組み合わせる児童生徒の学力・学習状況の成果や課題を経年的に分析し、検証を行っている。</p>
埼玉県戸田市	<p>教育改革を積極的に推進するため、外部の研究者や企業と連携した取組を進めてきた。市独自で教員質問紙調査を実施し、県が実施する学力調査とクロス分析する等の取組によって、教員の指導力向上を目指している。</p> <p>※詳細な取組内容については、3.3.1 参照</p>
石川県七尾市	<p>市内の高校において、従来、実施してきた民間事業者が実施する英語テストを、市内の中学校 3 年生全員においても実施した。中学生と高校生の英語力を同じ評価基準で測定することで、中学校と高校において課題が見える化・共有化して早期から対応するなど、英語教育における中高連携を図っている。</p>
大阪府箕面市	<p>小学校 1 年生から中学校 3 年生までの全学年に対して、学力、体力、学習状況等を総合的に調査している。</p> <p>また、組織再編や条例改正を行い、総合的な子供の貧困対策を実施することができる体制を教育委員会内に整備している。さらに、学力等の調査結果を積極的に活用して、見守りが必要な子供を発見するためのシステムを構築している。</p> <p>※詳細な取組内容については、3.3.3 参照</p>
福岡県田川市	<p>就学前の家庭環境の調査結果と就学後の学力測定の調査結果とをクロス集計し、学力に影響する家庭体験の特定を実施している。調査結果を踏まえ、保育所、幼稚園、小学校が連携して課題を共有し、家庭とも連携を密にして教育活動を進めている。</p> <p>※詳細な取組内容については、3.3.5 参照</p>

さらに、文献調査で抽出した先進的な地方公共団体の取組から、エビデンスに基づく教育政策の企画立案等のために必要なプロセスを整理した。

以降の調査では、このプロセスに沿って、各地方公共団体の個々の施策レベルの取組を整理し、具体的に分析することとした。

#### (1) 施策立案の準備

この段階では、関係者がエビデンスに基づく教育政策の重要性を理解し、組織的に取り組む環境を醸成する。また、必要に応じて、行政内部で関係部署が連携したり、必要な情報収集分析能力やデータ処理能力等を持つ人材の育成や配置を行う。

#### (2) 情報等の収集・分析

この段階では、施策の企画立案等にあたり有益なデータや先行研究、事例等を収集・整理する。その上で、効果的・効率的な施策の企画立案等につながるよう、データ等を分析・活用する。

#### (3) 施策の立案・実施

この段階では、収集・分析したデータ等に基づいて施策立案を行う。また、立案した施策を実施する。

#### (4) 施策の評価・改善

この段階では、実施後の施策を評価・検証する。また、その評価・検証に基づいて施策を改善する。(必要に応じて(1)から(4)のプロセスを繰り返す)

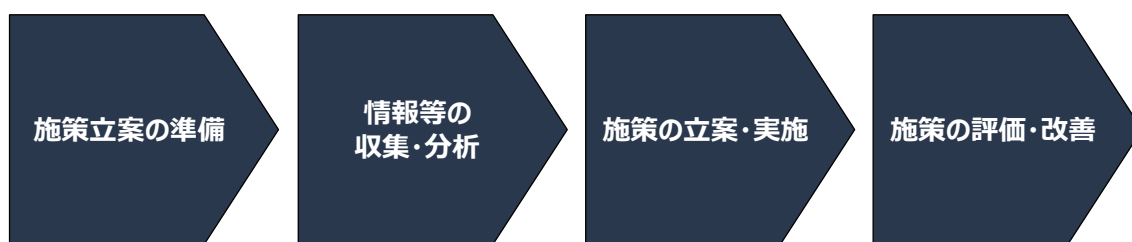


図 2-1 想定されるプロセス

### 3. インタビュー調査

#### 3.1 目的

先進的な取組を進める地方公共団体の現状や成果、課題等を調査し、それら事例の普及のための示唆を得る。

#### 3.2 実施方法

##### 3.2.1 対象

地方公共団体の規模ごとに、様々な実態の事例を収集するため、以下の地方公共団体を選定した。その上で、教育委員会及び関係する部局の行政職員を中心にインタビュー調査を実施した。また、地方公共団体に協力している有識者がいる場合は、その有識者もインタビュー調査の対象とした。

- 埼玉県戸田市教育委員会
- 東京都足立区及び足立区教育委員会
- 大阪府箕面市教育委員会
- 岡山県教育委員会
- 福岡県田川市教育委員会

##### 3.2.2 実施時期

平成 29 年 11 月～平成 30 年 1 月

##### 3.2.3 調査項目

###### (1) 地方公共団体へのインタビュー項目

- 現状
  - ✓ エビデンスの重要性に着目した契機
  - ✓ 施策実施にあたっての検討・実施体制
  - ✓ 施策決定のために活用したエビデンス（データや先行研究等）
  - ✓ 教育振興基本計画におけるエビデンスへの配慮（計画評価・改善の PDCA サイクル等）
  - ✓ 教育委員会の自己点検・評価におけるエビデンスへの配慮
- 成果・評価
  - ✓ 教育施策の成果
  - ✓ 教育施策の PDCA サイクル

- 課題
  - ✓ 準備段階における課題（関係者からの理解等）
  - ✓ 実施体制の構築における課題（知見を有する人材の不足、関係部局間の連携等）
  - ✓ データ等の収集・分析における課題（データ等の不足、個人情報の取扱い、データ分析の人材の不足等）
  - ✓ 施策立案・実施における課題（データ等の活用方法、具体的な施策実施のプロセスの決定等）
  - ✓ 施策の成果の評価における課題（成果の評価方法の決定等）
  - ✓ 今後の課題（不足するデータ、学校現場の負担軽減等）

## (2) 地方公共団体へ協力している有識者へのインタビュー項目

- 現状
  - ✓ 地方公共団体への協力を始めた目的、実施のきっかけ
  - ✓ 協力体制
  - ✓ 協力の内容（委員会への参加、教員研修の指導、人材育成等）
- 成果
  - ✓ エビデンスを重視した教育施策の成果の評価
- 課題
  - ✓ 個人情報の取扱い
  - ✓ 今後の課題（本務との兼ね合い、地方公共団体での人材育成等）

### 3.3 調査結果

インタビュー調査の結果の概要を以下のとおり述べる。各地方公共団体の基本データやエビデンスに着目した経緯を述べた後に、各地方公共団体における取組を具体的に記す。その際には、取組の内容や工夫によって、2.3 で確認したプロセスにおける「施策立案の準備」「情報等の収集・分析」「施策の立案・実施」「施策の評価・改善」のいずれかに取組を位置づけて記載する。

#### 3.3.1 埼玉県戸田市

##### (1) 埼玉県戸田市の基本データ

人口 <sup>7</sup>	138,765 人（平成 30 年 3 月 1 日現在）
市立小学校・中学校数 <sup>8</sup>	小学校 12 校、中学校 6 校 （平成 29 年 5 月 1 日現在）
市立小学校・中学校児童生徒数 <sup>9</sup>	11,302 人（平成 29 年 5 月 1 日現在）

##### (2) エビデンスの重要性に着目した経緯

戸田市では、国の全国学力・学習状況調査において全国平均を上回るなど学力面で大きな課題があるわけではないが、一般的に学校現場では、エビデンスを意識せず個々人の経験や勘に従って授業が進められてきたこと、また、ベテラン教員のノウハウや良質な授業のポイントが暗黙知に留まっており、定量的に把握できないままであることを改善すべき点として認識してきた。現教育長が平成 27 年に就任した際、こうした認識を踏まえ、エビデンスの重要性に配慮する視点を取り入れて学校教育を改革していくこととした。また、AI 技術の発達等によって代替されることのない能力の育成を目指して、産業界や大学等と連携して改革を進めていくこととした。

##### (3) 戸田市における取組例

###### a 「施策立案の準備」における取組として特色があるもの

###### i) 情報発信

戸田市では、学校現場に対して、エビデンスに基づく教育政策の推進の考え方について情報発信を積極的に行っている。具体的には、校長の人事評価面談や指導主事の学校訪問、市が主催する教育関係のイベント等の機会を活用した情報発信がなされている。また、後述す

<sup>7</sup> 出所：埼玉県戸田市 HP(<https://www.city.toda.saitama.jp/site/opendata/jinnkou-setai.html>)

<sup>8</sup> 出所：埼玉県戸田市 HP(<http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/372/kyo-gakumu-elementary-seitosuu.html>、<http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/372/kyo-gakumu-junior-seitosuu.html>)

<sup>9</sup> 出所：埼玉県戸田市 HP(<http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/372/kyo-gakumu-elementary-seitosuu.html>、<http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/372/kyo-gakumu-junior-seitosuu.html>)

る教員質問紙調査と学力調査の分析結果については、市が作成するパンフレットでその内容を解説し、全教員に配布している。こうした情報発信を通じて、エビデンスに基づく教育政策の推進に対する現場教員の理解の醸成に努めている。

## ii) 外部の企業、大学等との連携

戸田市では、大学や大学研究者、NPO、企業（ベンチャー企業含む。）等と連携し、外部の最先端の知見や技術を教育改革に取り入れている。戸田市は学校や教室における各種データを外部の企業や研究者等に実証研究の材料として提供し、活用してもらおうと同時に、研究の成果を市に還元してもらっている。なお、研究協力にあたっては、相手方と協定等を締結している。

外部との連携において重視しているのは、一企業や一人の研究者の見解だけを取り上げないことである。また、研究協力に関わる外部の関係者が、相互に切磋琢磨し合う環境を作り上げることで、その成果が市との研究協力にも還元され、市の教育活動の質の向上につながることを期待している。そして、戸田市では、外部の協力者からの意見に対して受け身になるのではなく、主体的に外部の意見を活用するよう努めている。

さらに、戸田市自らが各協力者との連携内容を積極的に情報発信することで、企業や大学研究者からも戸田市への関心を集め、他の機関とのさらなる連携につなげていくことを目指している。

## iii) エビデンスに基づく教育政策を進める人材の採用

市の行政職員の新規採用において、教育政策の専門職枠を新設し、エビデンスに基づく教育政策の担い手ともなる人材の採用を開始した。一般的に、市の行政職員の人材育成は、総合的に様々な部局を経験させることが原則であるが、この専門職枠の採用者は、教育部局を中心に配属されることとなる。この採用制度の創設にあたっては、市長の賛同を得ながら、市の人事担当と調整を行って実現したものである。

## b 「情報等の収集・分析」における取組として特色があるもの

### i) 教員質問紙調査と学力調査の分析

全国学力・学習状況調査と埼玉県学力・学習状況調査は、ともに学校を対象として質問紙調査を実施しているが、戸田市では全教員を対象とした質問紙調査<sup>10</sup>を実施している。この質問紙調査は、その結果を県の学力・学習状況調査と関係づけて分析し、どの教員のどのような指導が学力の伸長に有益なのかを明らかにすることを目的としている。教員を対象とした質問紙調査であるため、当初は教員の評価につながるのではないかと懸念も示されたが、前述のとおりエビデンスに基づく教育政策の推進に関する情報発信を行ってき

---

<sup>10</sup> 教員質問紙では、教員が在籍する校内の学習規律の状況（引き出しやロッカーの整理整頓ができる児童の割合）、教員のICT機器の授業への活用のための情報収集の状況、教員が行う教材研究の状況（授業のねらいの設定状況）、児童生徒のアクティブ・ラーニングの状況（授業中に児童生徒が自分の意見を発表していた時間の割合）等の一年間の状況を調査。

たため、各学校からの協力が得られた。

調査結果や分析結果は全教員に配布されるパンフレットに掲載されると同時に、各学校長にも調査結果が伝えられている。この調査を行うことは、教員が自らの実践を調査結果に関連づけて反省し、実践の改善につながっていると教育委員会は評価している。そのため、各学校での結果の活用方法について統一的なルールを設けておらず、教育委員会としては、各学校の自主的な分析に基づく工夫や努力を促している。

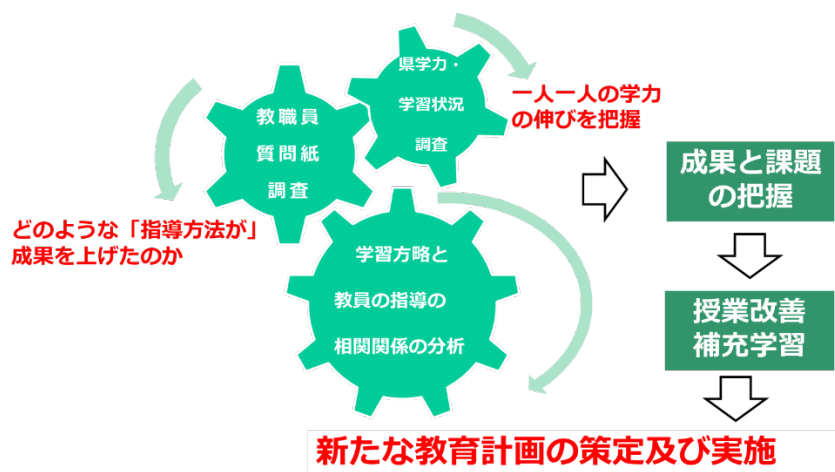


図 3-1 埼玉県学力・学習状況調査と戸田市教員質問紙調査の関係について

出所) 戸田市資料<sup>11</sup>

### c 「施策の立案・実施」及び「施策の評価・改善」における取組として特色があるもの

#### i) 中学校3年生における英語検定取得支援事業

教員質問紙調査と学力調査の相関関係比較は、平成28年度から開始された取組であり、現在は情報の収集と分析を行っている段階である。一方、施策の立案・実施及び評価・改善の段階の取組としては、以下のような取組事例がある。

戸田市では、国の「第2期教育振興基本計画」における「学習指導要領に基づき達成される英語力の目標（中学校卒業段階：英検3級程度以上、高等学校卒業段階：英検準2級程度～2級程度以上）を達成した中高校生の割合50%」という成果指標を中学生において達成するため、平成28年度より中学校3年生の英語検定受験を支援している（3級受験費用の3,400円を全額支援、準2級受験費用は、受験費用4,800円のうち、3,400円を補助。）。

また、受験費用の支援だけでなく、3級受験対策講座も開催し、民間事業者と連携して中学校3年生の英語検定3級合格を支援している。

この支援事業実施にあたっては、既に英語検定3級を取得している中学生もいることから、補助対象や補助内容が生徒によって様々となる。そのため、本事業の補助内容を保護者向けにわかりやすく解説したパンフレットを作成し、英語力の各到達度、つまり、①3級を未取得の生徒、②3級を取得している生徒及び準2級受験希望の生徒、③現在、3級・準2

<sup>11</sup> 「(地方公共団体名) 資料」と記載されている資料は5. 「エビデンスに基づく教育政策推進のためのワークショップ」における地方公共団体発表資料を指す。以降についても同様である。

級の一次免除の資格がある生徒ごとに、対応方針を説明した。

事業実施の結果として、英語検定3級以上を保持する中学校3年生の割合は、平成26年度の24.2%から平成29年では55.9%へと大幅に伸長した（全国平均は、平成28年度で18.1%）。一方、1次試験と2次試験の合格率に着目すると、コミュニケーション能力を問う2次試験の合格率は高い一方で、文章の読解力を問う1次試験の合格率が比較的低いことが判明した。戸田市はこの結果を、これまで取り組んできた英語の対人コミュニケーション能力を育成する事業の成果が現れているものと評価する一方で、生徒の語彙力や読解力が不足していることを示すものと判断した。そのため、今後は語彙力や読解力の強化につながる英語力向上事業を実施することとしている。

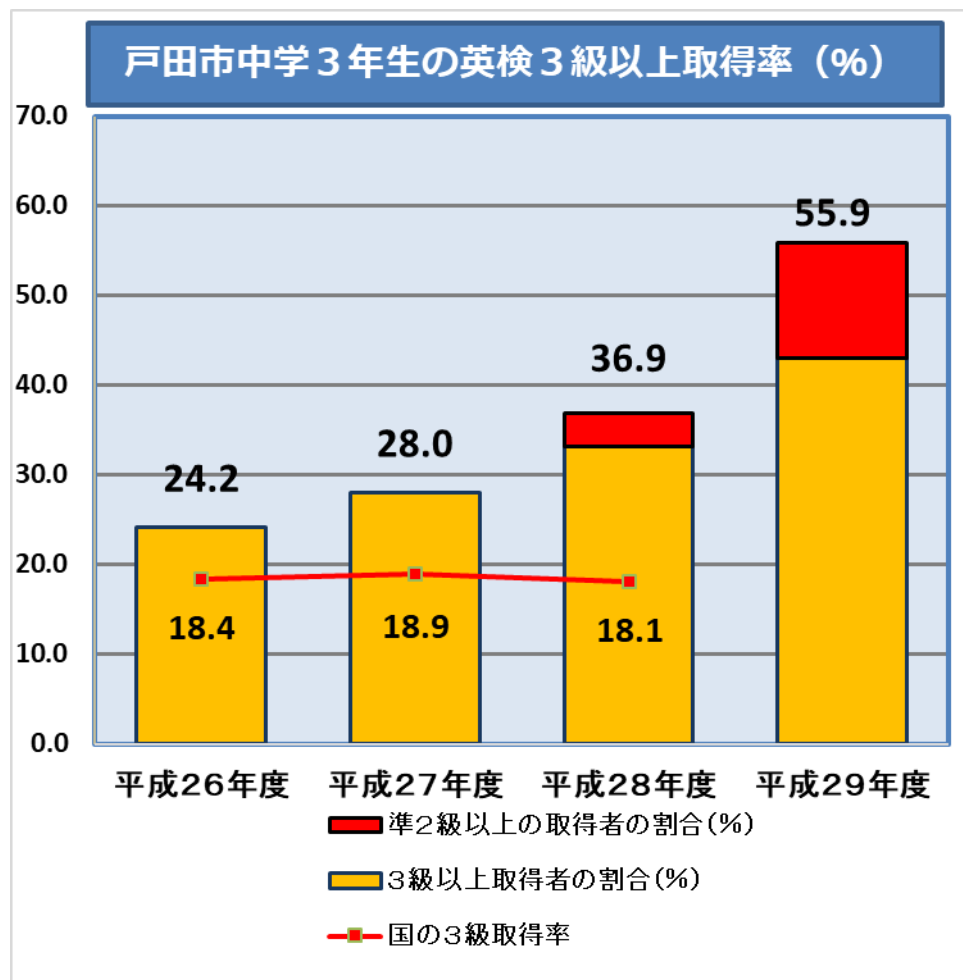


図 3-2 中学校3年生の英語検定3級保持率の割合（戸田市、全国平均）

出所) 戸田市提供資料

#### (4) 成果と課題

教員質問紙調査の取組について、教員のどのような指導上の工夫が子供の学習効果を高めるのかについて、現時点では明確な分析結果が得られていない。そのため、今後は教員質問紙をさらに工夫・改善し、子供の学習効果を高める教員の指導方法を検証することができるよう、調査を継続的に行うこととしている。

また、積極的に外部への研究協力を行った結果、戸田市は、現在約70もの大学、NPO、



企業等との連携を構築してきた。今後も、外部との連携を積極的に行い、最先端の知識や技術を活用することで市の教育改革を推し進めていく。これらの一連の取組によって、将来的には優れた教員の技術を「見える化」して若手教員に伝達するなど、授業の質を担保するための科学的な手法を生み出すことを目指している。

### 3.3.2 東京都足立区

#### (1) 東京都足立区の基本データ

人口 <sup>12</sup>	685,469人（平成30年3月1日現在）
区立小学校・中学校数 <sup>13</sup>	小学校69校、中学校35校 （平成29年5月1日現在）
区立小学校・中学校児童生徒数	44,747人（平成29年5月1日現在）

#### (2) エビデンスの重要性に着目した経緯

足立区では、基礎学力の向上が長年の課題となっていた。また、生活保護・就学援助受給者が多く、子供への貧困の連鎖が長年課題として認識されてきた。それぞれについて対策を講じてきたが、抜本的な改善が見られない状態が続いていた。

平成19年に現在の区長が着任し、足立区の様々な課題の中でも「4つのボトルネックの課題」、すなわち治安、学力、健康、貧困の連鎖を区政上重視すべき課題として位置づけ、区を挙げてこの4つの課題に取り組むこととなった。その際、区民や有識者が参加する「足立区区民評価委員会」とも連携し、エビデンスを重視した施策立案を実施している。

#### (3) 足立区における取組例

##### a 「施策立案の準備」における取組として特色があるもの

##### i) 全庁横断的な子供の貧困対策

足立区は、貧困対策においては貧困の世代間連鎖を断ち切ることが重要であると考えてきた。この課題解決に向けては、全庁横断的な取組を進める必要があったが、従来、行政内の各部局がそれぞれで貧困対策を行っているという現状があった。そこで、子供の貧困対策の担当部局を福祉部から政策経営部に移管し、現場からのボトムアップだけでなく、区長からのトップダウンでも対策を取れるように組織を整備した。また、総合事業調整担当部長という職を新設し、部局を越えた総合調整が必要な事務について司令塔として働く役職を創設した。

<sup>12</sup> 出所：足立区 HP([https://www.city.adachi.tokyo.jp/koseki/ku/aramashi/toke-nenre\\_3003.html#nenrei](https://www.city.adachi.tokyo.jp/koseki/ku/aramashi/toke-nenre_3003.html#nenrei))

<sup>13</sup> 出所：足立区 HP(<https://www.city.adachi.tokyo.jp/gakumu/k-kyoiku/shochu/jodouseitosuusuii.html>)

## b 「情報等の収集・分析」における取組として特色があるもの

### i) 外部人材が既存のデータを活用して行う調査研究

子供の貧困対策の一環として、足立区では大学の研究者と連携した事業評価の調査研究を進めている。足立区は、貧困の連鎖の解決のためには、行政で持つ様々なデータ（健康、子供の社会資本、学力等）を結合して、総合的に課題を捉え、貧困の予防や対策を講じていく発想を重視している。そのため、区では子供の学力データに各種データを紐づけていき、各人の学力をパネルデータ化する調査研究を実施し、貧困の連鎖を断ち切るために必要な施策を明らかにすることとした。

この調査研究では、区の行政評価委員会において、これまで協力関係にあった大学教授に、研究協力を依頼した。区は当該教授が所属する大学と協定を締結し、組織対組織で研究協力を行う体制を整備している。その上で、教育現場の負担増加を避けるため、既に実施されている学力調査の結果をもとに、区の児童生徒のパネルデータを作成することとした。当該教授は、自身の研究の一環として足立区のデータを活用すると同時に、足立区の行政へのフィードバックを行うこととしている。

この調査研究を行う上では、既存の学力調査の結果を分析可能な段階にまで整理し、他の行政データと結合することが必要である。ところが、区の学力調査は児童生徒に ID を割り振っていないことから、別のデータと紐づける際に当該児童生徒を特定することができない。そのため、学齢簿の情報をもとに個々の児童生徒を特定し、他のデータにおける当該児童生徒と紐づける作業（名寄せ）を行い、各児童生徒を追跡できるパネルデータを構築することとした。しかし、家庭の事情で名前が変わる子供がいるなど、名寄せ作業は困難であるとともに、個人情報保護の観点から、外部に匿名化前の学力調査結果を渡すことは困難であった。そこで、研究協力者である大学教授を区の研修員として雇用し、足立区の職員とすることで、当該教授が教育委員会内で学力データの名寄せ作業を行うこととなった。こうして整理された児童生徒の学力データを各学校の教員のデータや体力のデータと結合して、今後、貧困対策において学力向上のための施策がどのような効果を持っているかという研究を行うこととなっている。

### ii) 個人情報の匿名化による健康・生活実態調査の実施

外部人材と協力したもう一つの取組としては、「子どもの健康・生活実態調査」が挙げられる。足立区では区民の健康寿命が都の平均よりも約 2 歳短く、その主な要因が糖尿病であることから、糖尿病対策に重点を置いてきた。一般的に、成人後に生活習慣を変える指導を行うことは困難である。このため足立区では、子供の頃から生活習慣を整える支援策を行う必要があると考え、子供の生活実態を把握する調査を実施することとした。また、貧困対策に資するデータを把握することも、副次的な目的としている。

本調査の実施にあたっては、以前から足立区と協力関係にあった研究者にデータ分析を依頼することとなった。この場合も、前述の取組と同様、研究者の所属先と協定を締結している。

この調査は、小学生の保護者や小学生自身への質問紙調査を通じて行う。小学校から中学校までの同一集団を追跡して調査するとともに、その集団を他の世代と比較することを通

じて、①子どもの健康と生活の実態を把握すること、②子どもの健康が家庭環境や生活習慣からどのような影響を受けているかを明らかにすること、③子どもの健康と世帯の経済状態にどのような関連があるか(媒介要因)を明らかにすること、を目的としている<sup>14</sup>。また、この調査を通じて、区が実施している各種健康関連事業の評価も行うことができる。例えば、公立の保育所での食事指導が小学校段階での生活習慣にどのように影響しているかや、虫歯検診の対象となっている児童となっていない児童との虫歯率の違い等についての評価が可能となった。こうした評価を踏まえて、子供の健康関連事業をより効果的に行うことに取り組んでいる。

この調査では、子供及びその家庭の個人情報が多く関係していることから、データの分析にあたっては匿名化の作業を行っている<sup>15</sup>。この匿名化作業を調査実施のプロセスに導入することで、外部の研究者にデータを提供し、分析してもらうことが可能となっている。

なお、この調査結果からは、区が行っている事業の評価だけでなく、子供の健康と家庭の生活困窮や社会資本との関係が明らかになっていると区では評価している<sup>16</sup>。こうした調査結果をもとに、貧困の連鎖を断ち切るための全庁横断的な取組を今後も継続する。

---

<sup>14</sup> 足立区「平成 29 年度「第 3 回子どもの健康・生活実態調査」から概要をまとめた。

<sup>15</sup> 足立区「子どもの健康・生活実態調査」における個人情報の匿名化作業は次のとおり(図 3-4 参照)。まず、区教育委員会が児童生徒の個人データを区の衛生部に渡し、衛生部にて個人に 6 桁の乱数で整理番号を付与する。そのうえで、回答票や提出用封筒一式をいれた封筒に個人データシールを貼り付け、その封筒を学校へ送付する。学校は家庭に封筒ごと渡すが、家庭では乱数の整理番号がふられた回答票を提出用封筒に入れて、学校に渡す。この時点で、学校には乱数 6 桁の整理番号がふられた回答票のみが渡ることとなり、学校ではどの児童生徒がどの回答票を提出したかは不明となる。ここから学校は、区が協力協定を締結した外部の研究者のところへ回答票を送付する。研究者は、回答票から整理番号をはずして分析を行い、区の衛生部へ結果をフィードバックする。そのため、区の衛生部では、当初付与した整理番号と調査結果の結合ができないため、誰がどの回答をしたかがわからなくなる。このような作業を経ることで、区にも、学校にも、研究者にも、児童生徒の誰がどの回答を提出したのかがわからなくなる。区の衛生部でも個人を突き止められないようにした理由としては、区の衛生部には地元の児童生徒の保護者や保護者の知人が勤務している可能性があることに配慮をしているためである。なお、この調査の実施にあたっては、足立区情報公開・個人情報保護審議会にあらかじめ諮っている。

<sup>16</sup> 足立区「平成 29 年度報告書 「第 3 回子どもの健康・生活実態調査」より。

学年が上がるにつれてどのように変化していくかを追跡し、検証する

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)
対象者 その1 (2008年生れ)	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
対象者 その2		小4、小6、 中2(一部)		小6、中2 (一部)		中2 (一部)			
対象者 その3			小1 (2010年 生まれ)		小1 (2012年 生まれ)		小1 (2014年 生まれ)		小1 (2016年 生まれ)

対象者その1: 同じ集団を追跡することで、継時的変化及び因果関係を調べる  
 対象者その2: 他年代の実態把握及び対象者その1との比較  
 対象者その3: 同じ年代を継続的に見て、子供の貧困対策施策の評価をする

図 3-3 「子どもの健康・生活実態調査」調査スケジュール

出所) 足立区資料を基に編集

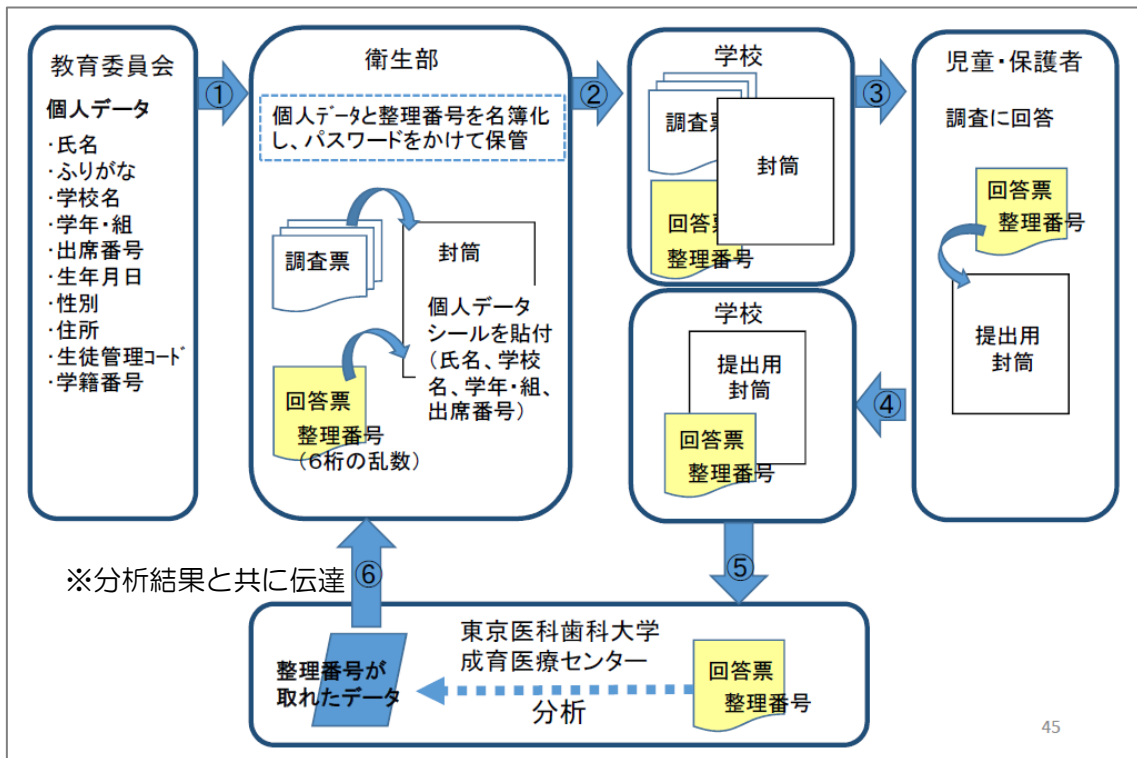


図 3-4 「子どもの健康・生活実態調査」における個人情報の流れ

出所) 足立区資料

## c 「施策の立案・実施」及び「施策の評価・改善」における取組として特色があるもの

### i) 教員の指導力・授業力の向上

足立区は、教員の指導力・授業力向上のためには、学校経営への支援の充実が必要であると認識していた。そのため、平成 25 年に専ら学力向上を職責として担う教育次長を設置した。また、各学校が策定する学校経営計画に、区の学力調査結果（足立区基礎学力定着に関する総合調査）に係る数値を目標設定した。そして、区教育委員会の学校経営支援担当が各学校を巡回指導し、ヒアリングを行い、区の学力調査の結果に基づいて各学校の授業力向上の取組を検証・フィードバックすることとなった。

従来、学校経営や授業理解度については、現場の教員の勘に基づいて評価されていた。しかしながら、区の学力調査の結果に基づいて授業が理解できているか、学校経営が改善されているかを評価するようにしたところ、大きな効果が上がってきた。例えば、つまずきのある児童・生徒を見つけ出すことができる分析手法である SP 表による分析<sup>17</sup>により、よりの確な実態把握に努め<sup>18</sup>、SP 表による分析の結果に基づいて、正答率の低い問題を特定して指導方法や授業内容を検証することとした。区教育委員会ではどのような取組を行うかは各学校に委ねているが、区の学力調査の公表資料において、各学校の調査結果を公表している。区教育委員会は、校長がリーダーシップを発揮し、授業力向上の具体的な取組を学校経営計画上に位置づけると同時に、自校の学力調査の結果を分析して対策を講じている学校が、学力を大きく向上させていると評価している。

---

<sup>17</sup> 一般的に SP 表とは、縦軸に S(Student score(正答数))を、横軸に P(Problem Score (誤答数))を取り、問題ごとに、受検した児童・生徒一人一人の正答・誤答の状況を一覧表にしたものである。その表の左側にいくほど正答率の高い問題（やさしかった問題）が並び、表の上段から正答率の高い児童・生徒が並ぶ表となる。その表に基づき、一人一人の理解度や、誤答内容を把握することが可能となる。（出所：足立区「平成 29 年度足立区基礎学力定着に関する総合調査結果報告書」

([https://www.city.adachi.tokyo.jp/gaku-tei/k-kyoiku/kyoiku/documents/h29\\_ku\\_tyousa\\_kekka\\_houkokusyo.pdf](https://www.city.adachi.tokyo.jp/gaku-tei/k-kyoiku/kyoiku/documents/h29_ku_tyousa_kekka_houkokusyo.pdf))

（足立区教育委員会学力定着推進担当「足立区における学力調査結果の活用について」（文部科学省「全国的な学力調査に関する専門家会議」（平成 28 年 3 月 1 日開催）発表資料）

<sup>18</sup> テストを受けた子供を、成績順に並べ替えると同時に、正答の多い問題順に問題を並べ替える。その上で、子供の正答数に応じて曲線をひくことで S 曲線（図 3-5 の太線）を得て、誤答数に応じて曲線をひくことで P 曲線（図 3-5 の太点線）を得る。以上の作業を通じて SP 表を作成する。そうすることで、例えば、S 曲線よりも上に位置づけられた誤答（図 3-5 で左上に位置する誤答）は、助言や指導で直ちに改善できるような容易に指導、改善が可能な誤答であると分析することができる。一方、S 曲線及び P 曲線よりも下に位置する誤答（図 3-5 で右下に位置する誤答）は基本的に理解できていないと考えられる誤答であると分析することができる。また、問題を正答数順に並べ替えることで、クラスの中で半数が理解できていない問題が明らかになる。（足立区教育委員会学力定着推進担当「足立区における学力調査結果の活用について」（文部科学省「全国的な学力調査に関する専門家会議」（平成 28 年 3 月 1 日開催）発表資料）。

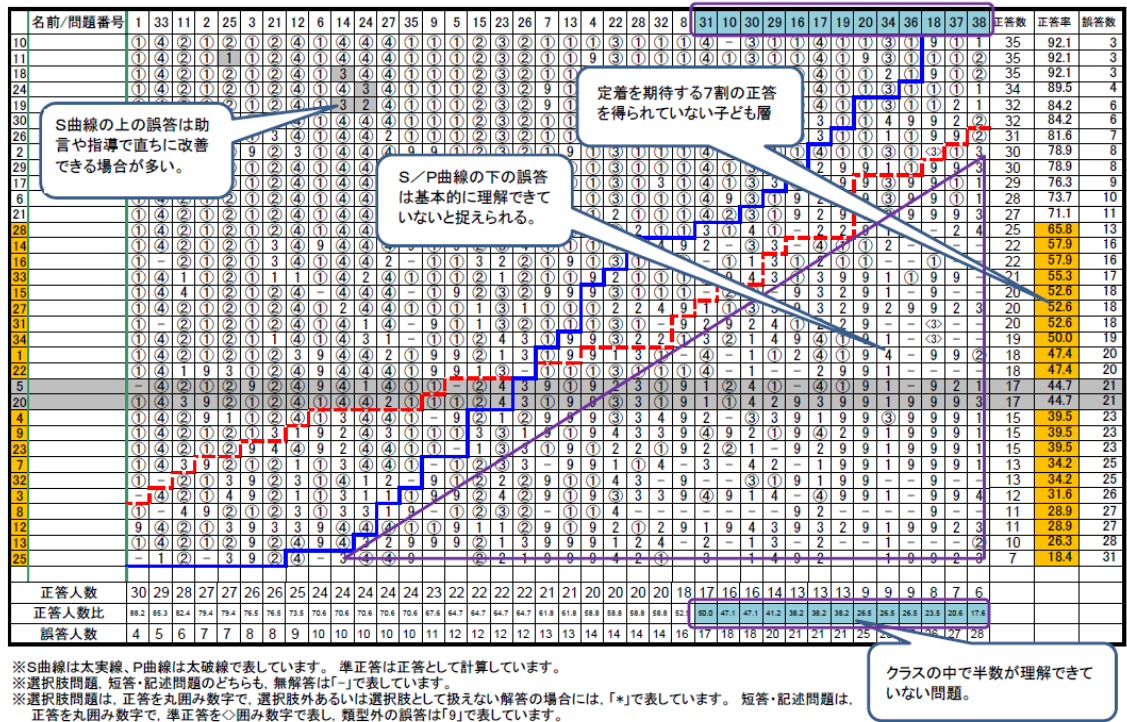


図 3-5 SP 分析の例

出所) 足立区教育委員会提供資料

ii) 一人一人の児童生徒のつまずきの把握と適切な指導

足立区では、教員の授業力向上のための施策とともに、一人一人の児童生徒のつまずきを克服するための事業を実施している。例えば、区の学力調査の結果、正答率が 50%以上 70%未満の小学校 3 年生、4 年生を対象に、「そだち指導員」事業を実施している。この事業では児童一人一人に合わせた支援計画を各学校において策定し、約 3 か月間に渡って、教員 OB 等が週 1 日、通常の授業時間を活用して児童一人一人を個別指導する。なお、各プログラムが終了した際には、目標達成の状況をテスト等で確認している。

この事業の対象者の範囲(区学力調査で正答率が 50%以上 70%未満)を決定するのに先立って、同調査で正答率が 50%未満の子供に対しても事業を試行した。その結果、正答率が 50%未満の子供は、週 1 日この事業を行うよりも、日々の授業の中で丁寧に指導をしていく方がより効果的であると判断し、この事業の対象者を上記のとおり決定した。

また、中学校段階で学力につまずきがある層に対しては、中学校 1 年生を対象として、夏に勉強合宿を行う「中 1 夏季勉強合宿」事業を実施している。この合宿事業では、中学校 1 年生の 4 月段階及び 7 月段階のテスト結果で、小学校算数のつまずきがあると考えられる対象者を選出している。それらの対象者に対して、小学校及び中学校の教員が一对一で合宿期間中(4泊5日)指導を行う。

iii) 英語力の向上

足立区ではさらに、区の学力調査結果を分析した結果、他の教科と比較すると英語におい

て低学力層が多いことを課題として見出した。そのため、英語を苦手とする生徒を対象とした「中学 1 年生英語チャレンジ講座事業」（民間教育事業者による少人数制の補習）等を実施し、英語の基礎学力の向上に努めている。

また、従来の区の英語の学力調査では対象外となっていた中学校 1 年生を対象として英語の新しいテストを導入し、中学校 1 年生時点における英語のつまづきを明らかにすることを試みている。

#### (4) 成果と課題

これまでに述べた足立区取組においては、学力の向上において大きな成果がみられる。全国学力・学習状況調査においては、足立区の小学校の平均正答率が全国の平均正答率を上回るようになり<sup>19</sup>、区の学力調査においては、正答率 70%以上の児童の割合（小学校）、正答率 60%以上の生徒の割合（中学校）が増加している。

一方、区としては次のことを今後の課題として取組を検討している。

学力の関係では、中学校段階において全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差が依然としてマイナスの状態であるため、中学校の教員のさらなる授業力向上等の取組が必要であるとしている。

また、子供の貧困対策関係では、エビデンスに基づく政策立案に資するデータ等をさらに増やしていく必要がある。例えば、学校の健康診断データとそれ以外の場所での健康診断データの間では、小数点以下の数値の扱いや肥満に関する指標が異なっている。これはそれぞれのデータを所掌する制度が異なるために生じる実態であるが、この状況下では行政が持つデータを結合して活用することが難しい。エビデンスに基づく政策立案をさらに推進するためには、行政が取得するデータの連結がより容易になるよう、行政のデータをめぐる制度の在り方が再検討される必要があるとしている。

### 3.3.3 大阪府箕面市

#### (1) 大阪府箕面市の基本データ

人口 <sup>20</sup>	137,995 人（平成 30 年 2 月 1 日現在）
市立小学校・中学校数 <sup>21</sup>	小学校 14 校、中学校 8 校 （平成 30 年 3 月 1 日現在）
市立小学校・中学校児童生徒数 <sup>22</sup>	11,966 人（平成 30 年 3 月 1 日現在）

<sup>19</sup> 全国学力・学習状況調査での足立区の平均正答率と全国の平均正答率は以下のとおりである。国語 A について、平成 19 年の足立区平均正答率の国との差▲1.7→平成 29 年の足立区平均正答率の国との差+1.3。国語 B について、平成 19 年の足立区平均正答率の国との差▲3.0→平成 29 年の足立区平均正答率の国との差+1.1。算数 A について、平成 19 年の足立区平均正答率の国との差±0.0→平成 29 年の足立区平均正答率の国との差+2.6。算数 B について、平成 19 年の足立区平均正答率の国との差▲2.2→平成 29 年の足立区平均正答率の国との差+0.9。

<sup>20</sup> 出所：箕面市 HP(<https://www.city.minoh.lg.jp/toukei/jinko/j201802.html>)

<sup>21</sup> 出所：箕面市 HP(<https://www.city.minoh.lg.jp/edukanri/jidouseitozaiseki.html>)

<sup>22</sup> 出所：箕面市 HP(<https://www.city.minoh.lg.jp/edukanri/jidouseitozaiseki.html>)

## (2) エビデンスの重要性に着目した経緯

従来、箕面市では、小学校から中学校まで毎年、子供一人一人の各学年における学力等の進捗状況を追跡し、その成果や課題等を、各学年の指導・授業内容に反映させる取組を進めたいと考えていた。しかし、国の全国学力・学習状況調査は調査対象学年が小学校 6 年生、中学校 3 年生のみとなっており、同一集団を追跡して成果や課題等を経年で把握することができない。そのため、毎年、学力、体力、生活の状況を把握し、9 年間を通して子供の学力等の状況を把握することができるよう、「箕面子どもステップアップ調査」として、学力調査、体力調査、生活状況調査を毎年度、実施し、従来より検討してきた上記の課題意識に対応していくこととした。

また、国が「子どもの貧困対策推進法」（平成 26 年）を制定するなど、省庁を越えた貧困対策を提唱する中、市の従来の貧困対策においては、行政の各部局間の連携が少なく、貧困の諸問題に対して、各部局が相互に連携や情報共有がないままに対応していることや、世代間の貧困の連鎖を断ち切るための根本的な施策を打ち出せていないことが課題となっていた。

こうした課題を解決するため、市の貧困対策を各部局間で連携して取り扱い、総合的に貧困の諸課題の解決に向けた対策を講じることを目指すための組織再編を行った。具体的には、貧困対策の従来の担当であった福祉施策担当部局のみではなく、教育施策担当部局も、積極的に関わって取り組んでいくことを目指して、教育と子育てに係る部局を教育委員会内に一元化して、総合的な貧困対策を担当する部局（子ども成長見守り室）を創設した。さらには、子供の生活状態の困窮を示すデータと、「箕面子どもステップアップ調査」の学力調査、生活状況調査のデータ等をクロス集計することで、貧困リスクを抱える子供を発見するシステム（子ども成長見守りシステム）を構築し、そのシステムを子ども成長見守り室で運用することとした。

## (3) 箕面市における取組例

### a 「施策立案の準備」における取組として特色があるもの

#### i) 教育担当及び子育て関係施策担当を教育委員会内に統合

上記のとおり、就学前から学校教育段階へ切れ目のない支援を可能とするため、教育委員会と首長部局の組織を再編成して統合した。具体的には、従来首長部局の福祉担当が所掌していた母子保健や保育、児童手当等の施策についての事務を市教育委員会の所掌とし、子ども成長見守り室を創設した。こうした組織の再編成により、教育と福祉の垣根を越えて子供を総合的に見守り、対策を講じる体制づくりを目指している。



b 「情報等の収集・分析」における取組として特色があるもの

i) 小中9年間の成長を追跡する調査体制の構築

箕面市では子供の小学校・中学校9年間を通じた学力の状況等を測定するため、学力、体力、生活状況等の複数種類の調査を組み合わせ、毎年5～6月、10月、12月（全国学力・学習状況調査は4月）に調査を実施している（箕面子どもステップアップ調査）。この調査では、児童生徒一人一人にIDを割り振り、システム上で各調査の成績を個人に紐づけて管理しているため、各調査のデータを結合して個人を追跡することが可能である。

この調査結果は各学校にフィードバックし、各校で児童生徒の成果や課題等を分析するとともに、学校はそれを踏まえて、年間の教育指導計画を策定する。例えば、体力調査でソフトボール投げの結果が悪い小学校の場合は、児童一人一人にボールを持たせ、休み時間等でボールを使った遊びや活動に親しませる取組を実施している。市教育委員会では、5月と11月の年2回、指導主事が各学校を訪問し、各校における調査結果を踏まえた教育指導計画のヒアリングを行う。5月の段階では、調査結果に基づいた計画策定になっているかについて助言し、11月の段階では計画の進捗状況を確認する。

また、調査結果は、個々の教員の指導でも活用されている。例えば、生活状況調査の中にはじめの状況調査がある。いじめについては、国の調査等では児童生徒に直接質問をする項目がないが、箕面市の調査では児童生徒に直接質問する問いが設けられている。この問いに対して「いまだにいじめが続いている」と回答した児童生徒に対しては、担任の教員が特別に配慮するなどの取組を行うことが可能となっている。

		実施時期	1年生 (小1)	2年生 (小2)	3年生 (小3)	4年生 (小4)	5年生 (小5)	6年生 (小6)	7年生 (中1)	8年生 (中2)	9年生 (中3)
学力調査	全国学力 学習状況 調査	4月						● 国語 算数			● 国語 数学
	箕面学力調査	12月	● 2教科	● 2教科	● 4教科	● 4教科	● 4教科	● 4教科	● 5教科	● 5教科	
	英検IBA	今年度は 実施しません									○
箕面市体力・運動能力、 運動習慣等調査		5～6月	● 3種目	● 3種目	● 3種目	● 5種目	●★ 8種目	● 8種目	● 8種目	●★ 8種目	● 8種目
生活 状況 調査	学習状況 生活状況調査	6月、12月									
	学校生活 アンケート	10月	●	●	●	●	●	●	●	●	●

図 3-6 「箕面子どもステップアップ調査」の調査項目・実施時期等<sup>23</sup>

出所) 箕面市「平成28年度(2016年度)箕面子どもステップアップ調査結果報告」

<sup>23</sup> 図中の「★」は全国体力・運動能力等調査に参加していることを示す。

## ii) 貧困リスクを早期発見するためのシステムの構築

貧困リスクを抱える子供について、そのリスクが顕在化する前の段階で、早期発見・早期対策をするため、箕面市では、前述のとおり、「子ども成長見守りシステム」を開発した。このシステムは、児童生徒の社会的・経済的な状況や学力・非認知能力等の状況、学校と家庭との関係の状況についてデータを集め、それぞれの結果をクロス集計して分析することで、各児童生徒の成長や課題の状況を総合的に把握するものである。このシステムでは貧困リスクの発見のため、生活保護受給世帯か否か、虐待相談等の要保護児童等か否かだけでなく、「箕面子どもステップアップ調査」の学力調査における成績や自制心等の非認知能力の数値について、点数が急落するなどの兆候がみられないか、生活状況調査において、家庭や学校との信頼関係を示す数値が悪化していないか等の複数の調査結果をクロス分析する。例えば、以前から学力調査で 90 点取ることができていた子供が 70 点に成績が落ちたとしても、70 点という成績自体は特段悪いものではないため注目を集めない可能性もあるが、この成績急落の背景には家庭環境の変化や友人関係の変化等の別の原因がある可能性がある。このような子供を「見守りが必要な子供」と位置づけ、本システムで早期発見し、必要に応じて早期対応をすることとしている。

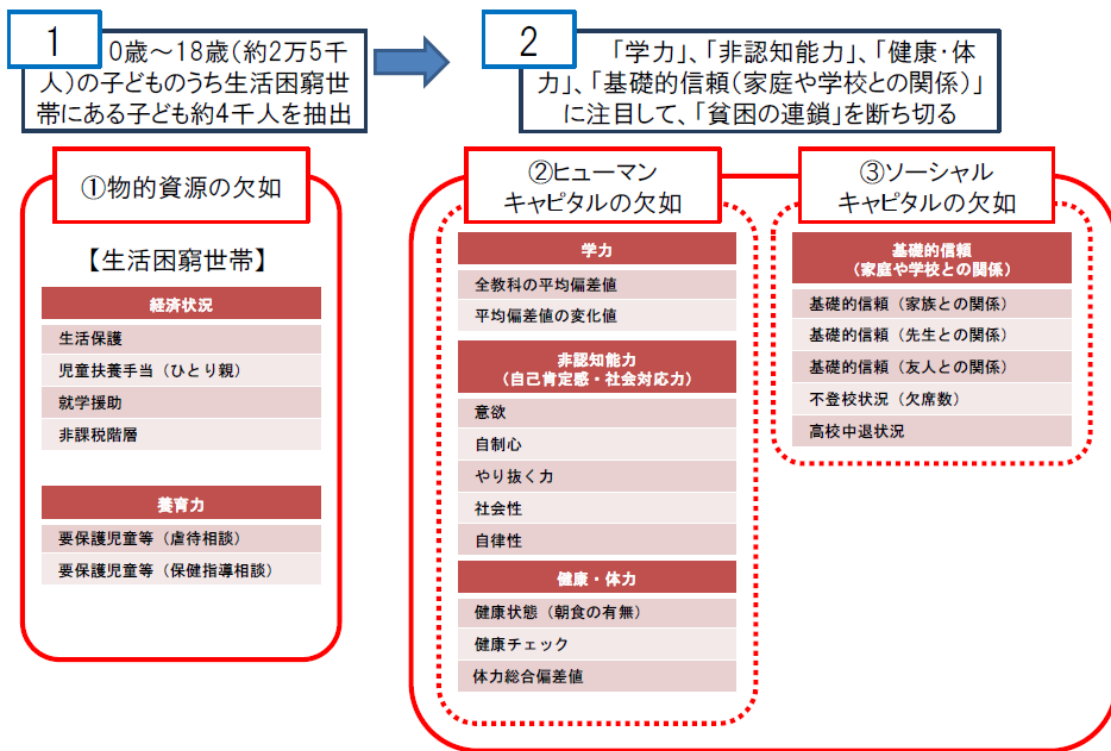


図 3-7 子ども成長見守りシステムのイメージ

出所) 箕面市「平成 28 年度(2016 年度)地域政策等に関する調査研究  
子供の貧困対策支援システムの在り方と運用方法に関する実証研究報告書」

## iii) 個人情報保護条例を改正してデータ活用を促進

「子ども成長見守りシステム」においては、「箕面子どもステップアップ調査」のデータを活用することとなるが、これは市条例における個人情報の目的外利用にあたる。そこで、

箕面市個人情報保護条例を改正（平成 27 年）し、「市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合」において、収集目的外利用と当該実施機関以外の者への提供が例外的に可能となることを新たに規定した。この結果、当該児童生徒が要見守りの子供に該当する場合には、教育委員会が取得した学力や学習状況、生活状況に関するデータをシステムで目的外利用することが可能となった。

- 「子ども成長見守りシステム」における対象者は、箕面市個人情報保護条例(2015年改正)第十条大一項第二号に該当。（下線部分が改正箇所）

箕面市個人情報保護条例(抜粋)

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の収集目的外利用又は当該実施機関以外の者への提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意がある場合
- 二 市の執行機関に置かれた附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者について、その心身の保護又は生活の支援の目的のために必要があると認めた場合

- 「附属機関の意見を聴いて実施機関が定める者」のうち「子ども成長見守りシステム」における対象者は以下のとおり(一部要約)。

箕面市個人情報保護条例の施行に関する規則(抜粋)

第三条の二 条例第十条第一項第二号の附属機関の意見を聴いて定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 生活困窮者
- 五 ひとり親世帯
- 七 引きこもりと思われる者
- 八 児童虐待を受けたと思われる児童
- 九 児童虐待に相当する行為を親族から受けていると思われる者
- 十 不登校の児童又は生徒、高等学校退学後も高等学校に入学していない又は入学できるにも関わらず高等学校に入学していないと思われる者
- 十一 いじめを受けていると思われる児童又は生徒
- 十四 保護者の養育を支援することが必要と思われる児童及びその保護者
- 十五 出産後の養育について出産前において支援を行うことが必要と思われる妊婦
- 十六 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると思われる児童

図 3-8 箕面市個人情報保護条例と「子ども成長見守りシステム」の関係

出所) 箕面市提供資料をもとに作成

## c 「施策の立案・実施」及び「施策の評価・改善」における取組として特色があるもの

### i) 調査結果に基づく授業改善

「箕面子どもステップアップ調査」の学力調査の結果を分析すると、箕面市の子供は、活用する力や自分の考えを書く力において課題があるということが判明した。そこで、こうした活用力や書く力を教育活動の中でどのように育むべきかの知見を得るため、全国学力・学習状況調査において、これらの育成で成果を挙げる地方公共団体に、市の教員を約 200 名派遣した（派遣期間は教員により異なるが、数日から約 1 年）。その結果、成果を挙げている地方公共団体では、小学校から中学校まで一貫した共通の指導方法を、地方公共団体内の教員間で、共有しながら授業を進めることが重要であることがわかった。このため、小学校と中学校の教員が同じ型で授業ができるよう授業改善方法をまとめたガイドライン（箕面の授業の基本）を作成した。

## (4) 成果と課題

箕面市の各学校では、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の結果から、「箕面の授業の基本」に沿って授業改善方策が進んでいることが判明した。従来は、多くの教員が、それぞれ独自の指導スタイルで授業を行っている傾向が指摘されていたが、「箕面の授業の基

本」によって小学校から中学校まで一貫した指導方法が浸透してきていると市教育委員会は評価している。

また、現在は、「箕面子どもステップアップ調査」の結果は各学校での授業改善や教育指導計画の策定で活用されているが、市全体として「箕面子どもステップアップ調査」の結果を施策立案に活用していくことを検討している。

さらに、箕面市では国立教育政策研究所と連携し、平成 29 年度から、学級規模等の影響・効果に関する実証研究を実施している。この調査は「箕面子どもステップアップ調査」の結果を活用し、学級規模や指導方法等が学力や学習態度の向上等に与える影響を検証する調査である。箕面市では、こうした調査研究が増加し、その結果は、エビデンスとして活用され、地方公共団体の教育環境が改善していくような全国的な実証の取組が必要であると考えている。

### 3.3.4 岡山県

#### (1) 岡山県の基本データ

人口 <sup>24</sup>	1,906,464 人 (平成 30 年 2 月 1 日現在)
公立小学校・中学校 (中等教育学校前期課程)、特別支援学校 (小学部、中学部) 数 <sup>25</sup>	小学校 393 校、中学校 168 校 (平成 29 年 5 月 1 日現在)
公立小学校・中学校 (中等教育学校前期課程)、特別支援学校 (小学部、中学部) 児童生徒数 <sup>26</sup>	151,191 人 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

#### (2) エビデンスの重要性に着目した経緯

岡山県は、日本最初の庶民向け学校が設立されるなど、古くから教育環境の整った県として知られてきた。しかしながら、平成 19 年から開始された全国学力・学習状況調査においては、県の成績が全国平均と比較して低い状態にあり、また平成 22 年、23 年の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)や非行少年の検挙数(警察庁)でも、全国的数値との比較から、不登校や非行の発生率が高いという結果が出た。

こうした現状を踏まえ、知事は学力向上施策や生徒指導の充実を重点施策として位置づけ、教育行政に注力することを決定した。また、コンサルティング会社出身の行政アドバイザーを平成 25 年から非常勤特別職として雇用し、エビデンスを重視した施策を推進することとした。

<sup>24</sup> 出所：岡山県 HP(<http://www.pref.okayama.jp/page/268956.html>)

<sup>25</sup> 出所：岡山県 HP(<http://www.pref.okayama.jp/page/538531.html>)

<sup>26</sup> 出所：岡山県 HP(<http://www.pref.okayama.jp/page/538531.html>)

### (3) 岡山県における取組例

#### a 「施策立案の準備」における取組として特色があるもの

##### i) 外部人材の活用

岡山県では外部人材を活用することで、データ等の収集と政策立案のための分析を進めている。従来、岡山県では学校現場の教員の努力に教育を委ねてきた部分があった。しかしながら、学力の状況や不登校、非行の高い発生率という現状を踏まえ、可能な限り数値によって教育を捉えようとする機運が高まったところに、その対応策の一環として、外部人材が導入された。外部人材は県の首長部局で雇用されたが、県の重点施策に教育が位置づけられ、教育委員会と密接に連携して取組を進めている。

外部人材との連携を円滑に進めるため、継続的に外部人材が行政を訪問する形態（非常勤職員として雇用）を採用した。委託事業の形態ではないことから、相談内容が単発的なものとならず、外部人材の継続的な訪問等により、時間的制約の少ない形で施策についての相談が可能となった。その結果として、外部人材が教育委員会と密接に連携することが可能となった。

#### b 「情報等の収集・分析」における取組として特色があるもの

##### i) 学力調査サイクルの改善

岡山県では、国の全国学力・学習状況調査に加えて、小中連携の観点から県独自の学力調査を作成したり（中学校 1 年生段階で実施）、全国学力・学習状況調査の過去問題を活用した「たしかめテスト」を提供（小学校 4 年生、5 年生、中学校 2 年生に実施）してきた。こうした取組を経て、子供のつまずきが低学年段階から発生しているということが判明し、また、全国との比較（ベンチマーク分析）が必要であるという結論に至ったため、既存の学力調査の対象学年を拡大し、平成 29 年から民間業者が提供する全国的な学力調査を、小学校 3 年生段階から中学校 2 年生まで導入することとした（小学校 6 年生及び中学校 3 年生は国の調査を実施するため、民間業者の調査は実施しない。）。

この対象学年の拡大により、低学年段階（小学校 3 年生）におけるつまずきの箇所を特定するとともに、経年で全国平均と比較しながら、課題を特定して対処していくための方策の分析が可能となる。この新サイクルの結果をもとに、さらなる学力向上施策を検討することとしている。

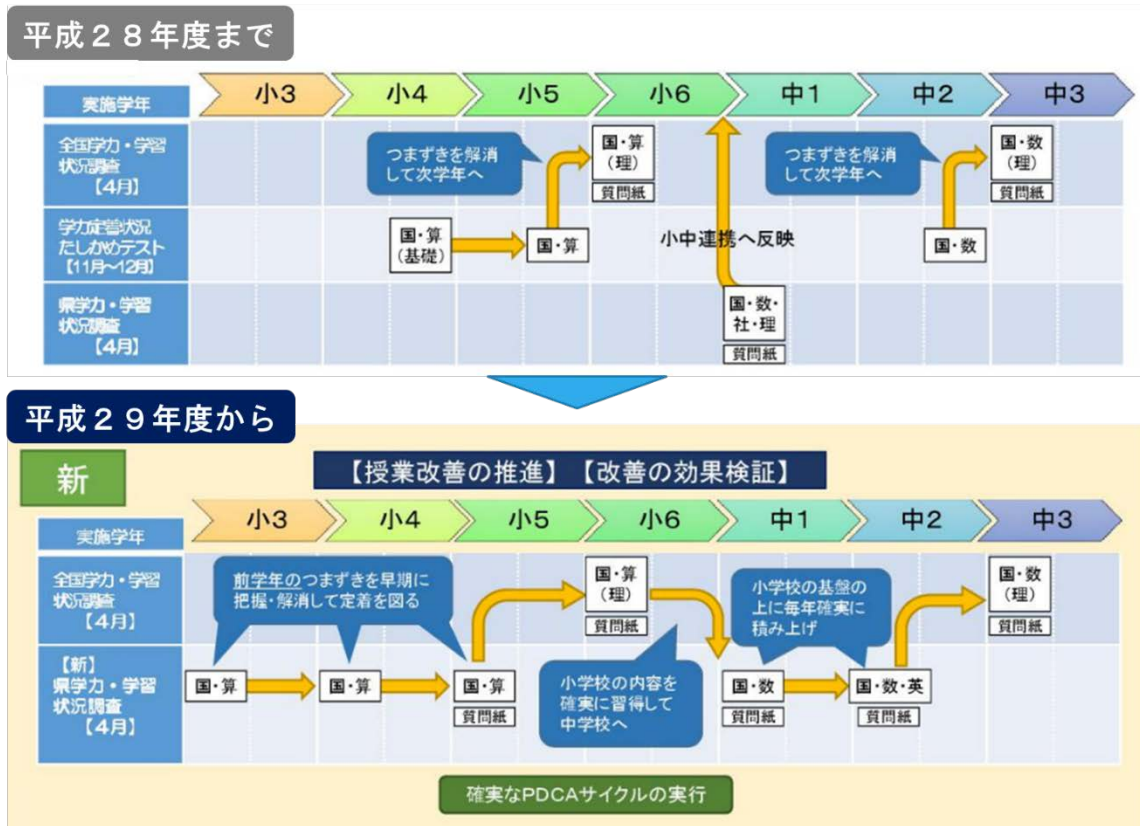


図 3-9 新潟県学力・学習状況調査の導入について

出所) 岡山県提供資料を基に編集

c 「施策の立案・実施」における取組として特色があるもの

i) 学力調査の誤答分析に基づく授業改善方策

外部人材が、全国学力・学習状況調査において岡山県の正答率が全国平均と大きな差がある出題（子供が誤答しやすい問題）を抽出し、なぜその子供がつまづくのかを分析した。その結果、岡山県の児童生徒は、前学年で学んだ内容や解法と、翌学年で習得した新しい学習内容や解法とを混同してしまう傾向があることがわかった。そのため、日々の学習の中で、前学年の学習内容を振り返りながら、新たな学習内容の定着を図るといった授業改善方策が県教育委員会から各学校に提案された。

各学校に授業改善方策を提案する際には、外部人材及び県教育委員会の指導主事が、個別に学校を訪問した。県教育委員会が各学校を訪問し、現場の教員の前で具体的に誤答分析や各校の傾向を説明することで、現場の教員に子供のつまづきの理由を実感してもらうことができた。こうした取組は、特に小学校の教員に対して大きな影響を与え、小学校では朝学習や宿題に、前学年の復習問題を取り入れ、定期的な振り返り学習が推進されるようになった。

#### d 「施策の評価・改善」における取組として特色があるもの

##### i) 教育事業のモニタリング

教育の重点事業については、四半期ごとに事業のモニタリングを実施している。教育事業の成果は年 1 回の学力調査で評価されるだけでは不十分であるとして、事業担当者からヒアリングを行い、各事業の指標の達成に関する進捗状況を教育次長に報告している。その上で、教育次長からの指摘事項を事業の実施に反映している。この取組によって、数値的な指標だけで教育事業をみるのではなく、事業担当者の定性的な意見も踏まえながら事業の進捗管理を行うことができる。

#### (4) 成果と課題

岡山県の取組の成果としては、外部人材を活用した授業改善方策の提案の結果、小学校の全国学力・学習状況調査の正答率が全国平均並みに改善した。

一方、今後の課題としては、次の取組を進めていくこととしている。

まず、小学校での授業改善が一定の成果を上げてきたため、今後は中学校における授業改善に取り組む。また、中学校の全国学力・学習状況調査では、岡山県の中学生は全国平均と比較してゲーム時間が長く、家庭学習が少ない、という結果が出ている。これは小学校段階で培った家庭学習習慣が継続していないことを示していると県教育委員会は判断し、中学校段階の望ましい生活習慣や家庭学習習慣の確立に向けて県教育委員会から保護者に直接働きかけることとした。具体的には、平成 29 年 12 月から学校と家庭が協力して取組を推進するキャンペーンを展開するとともに、次年度はモデル地域を指定し効果的な取組等を県内に発信することで、成果の普及を図ることを予定している。

また、新しく導入した学力調査について、その調査結果をどのような形で分析・活用するかを検討している。岡山県は、前の学年でつまづいた箇所が上の学年で回答できるようになっているか、という視点から調査結果を「見える化」することが重要であると考えている。さらに、各学校の教員がテスト結果をどう保護者や子供に説明するかについて、県教育委員会から学校現場にアドバイスを示すことができるよう、支援体制を整えていくこととしている。

#### 3.3.5 福岡県田川市

##### (1) 福岡県田川市の基本データ

人口 <sup>27</sup>	48,511 人（平成 30 年 3 月 1 日現在）
市立小学校・中学校数 <sup>28</sup>	小学校 9 校、中学校 8 校 （平成 29 年 5 月 1 日現在）
市立小学校・中学校児童生徒数 <sup>29</sup>	3,788 人（平成 29 年 5 月 1 日現在）

<sup>27</sup> 出所：田川市 HP(<https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiji0033697/index.html>)

<sup>28</sup> 出所：福岡県 HP(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-29.html>)

<sup>29</sup> 出所：福岡県 HP(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-29.html>)

## (2) エビデンスの重要性に着目した経緯

田川市の市立小学校では、小学校一年生が授業で落ち着いて机に座っていることができないなどのいわゆる「小1プロブレム」が課題となっていた。この課題解決に向けて検討を進めたところ、幼児期からの家庭における生活習慣の確立が十分でないという点が課題の原因ではないかとの仮説を立てるに至り、家庭の状況に着目した調査を実施することとした。

## (3) 福岡県田川市における取組例

### a 「情報等の収集・分析」における取組として特色があるもの

#### i) 就学前の家庭状況調査と就学後の学力の相関分析

田川市の小学校において、域内の幼稚園、保育所と連携し、就学前の家庭状況の調査を実施している。具体的には、就学前の小学校体験入学（1月～2月）において、本調査の趣旨について保護者に説明し、幼稚園、保育所を通じて質問紙を各家庭に配布し、小学校入学時に提出してもらうこととしている。就学前の家庭状況調査の調査項目としては、「家にアナログ時計がある」「買い物の経験がある」等の質問を設け、家庭において子供がどのような体験をしているのか調査している。

就学後には、小学校の担任が児童一人一人と面談を行うとともに、各子供の学力の測定を行っている。その測定結果を、就学前の家庭状況調査とクロス集計して、どういった体験が就学後の学力に影響しているかの傾向を分析している。例えば、小学校で文字への関心が高い児童は就学前に家庭での読み聞かせの経験が豊かだったり、数字への関心が高い児童は買い物の中で数字に触れる経験があったりするという傾向が出ている。

### b 「施策の立案・実施」における取組として特色があるもの

上記の二つの調査結果については、保育所・幼稚園・小学校の教員が合同で参加する研究会で共有している。そして、学力に影響すると考えられる家庭での体験については、小学校や保育所・幼稚園から保護者に対して家庭で実践してもらうことを依頼すると同時に、保育所や幼稚園では折り紙や買い物ごっこなどの家庭体験を模した教育活動に取り組んでいる。

## (4) 成果と課題

これらの教育実践に約10年間取り組んだ結果、学ぶ姿勢に向かう児童の増加につながるなど、就学後の子供の様子が改善し、小1プロブレムへの対策として一定の効果が認められている。

しかしながら、学校現場における多忙化が進む中、こうした調査について、より効率化できないかとの意見もあり、期待される教育効果を見据えながら、調査項目の精選等を検討している。



## 4. アンケート調査

### 4.1 目的

都道府県、指定都市、中核市を対象に、エビデンスに基づく教育政策の現状や課題、個人情報を含むデータの取扱い、外部の研究協力者との連携の状況等について調査することを通じて、実態や課題を定量的に把握するとともに明確化することを目的とする。

### 4.2 実施方法

#### 4.2.1 対象

	調査対象数	回答数	回収率
都道府県	47	47	100.0%
指定都市	20	20	100.0%
中核市	48	27	56.3%

#### 4.2.2 実施時期

平成 30 年 1 月 23 日～平成 30 年 2 月 13 日

#### 4.2.3 調査項目

調査項目は以下のとおりである。

- ・ 教育振興基本計画について
- ・ 個人情報を含むデータの取扱いについて
- ・ 外部人材の活用について
- ・ エビデンスに基づく教育施策上の課題
- ・ 都道府県下の地方公共団体の取組（都道府県のみ対象）

## 4.3 調査結果

### 4.3.1 集計結果

#### (1) 教育振興基本計画について

教育振興基本計画において、各地方公共団体の実情に即した具体的な目標を設定しているかという問いに対しては、「設定している」との回答は、都道府県（97.9%）、指定都市（95.0%）、中核市（88.5%）となっている。

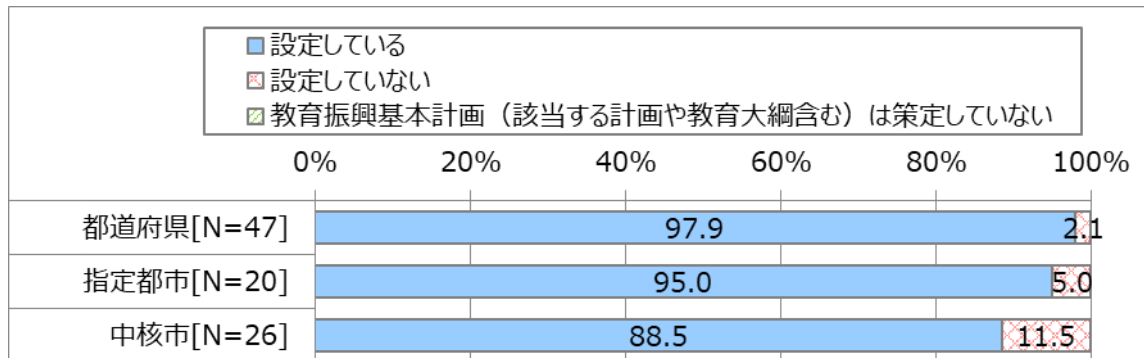


図 4-1 教育振興基本計画における具体的な目標設定

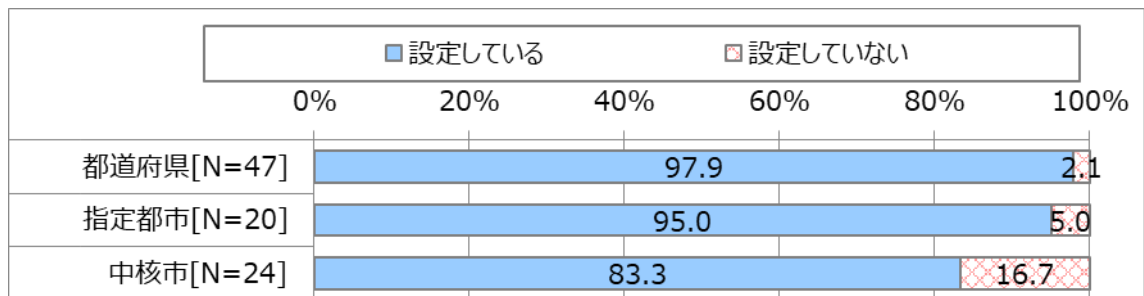


図 4-2 上記目標の達成状況を測定するための指標設定状況<sup>30</sup>

<sup>30</sup> 全ての設問に回答をしていない地方公共団体については、無回答の設問の N 数から当該地方公共団体を除外している。

教育施策実施における上記の指標の活用方法については、都道府県、指定都市、中核市の全てで「目標の達成度合いや計画の進捗状況の評価」（それぞれ 95.7%、94.7%、95.0%）が最も多く、次いで「課題の抽出」、「施策・事業の改善や新規施策・事業の立ち上げ」、「施策・事業の予算への反映」の順に多かった。「課題の抽出」、「施策・事業の改善や新規施策・事業の立ち上げ」「施策・事業の予算への反映」の活用状況はいずれも都道府県（それぞれ 91.3%、84.8%、69.6%）において実施している割合が高い。

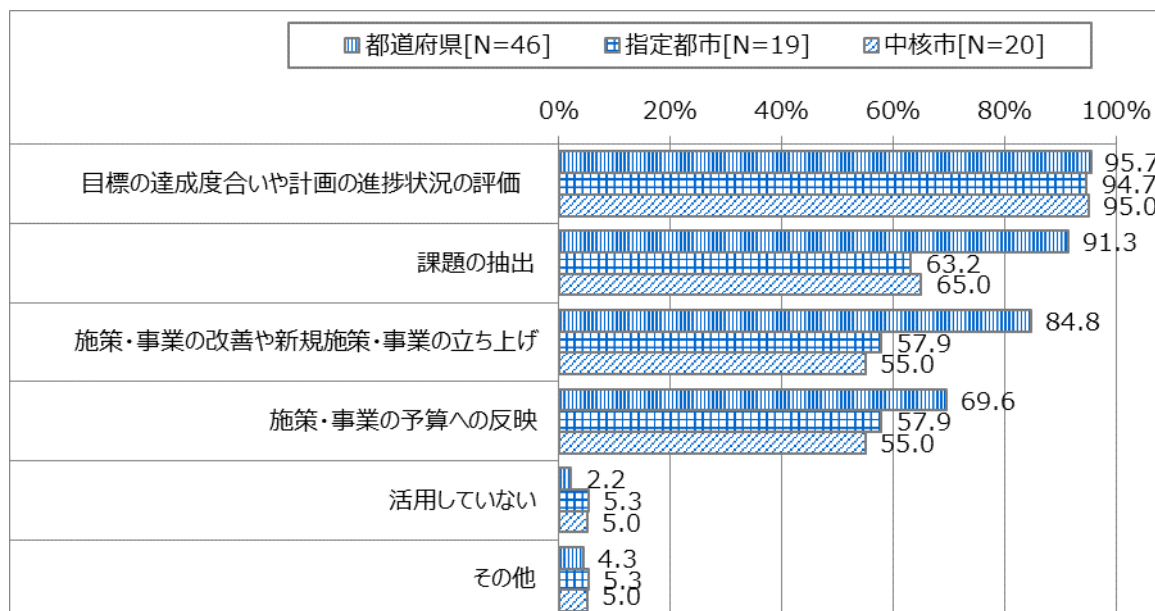


図 4-3 上記指標の活用方法<sup>31</sup>

<sup>31</sup> 「図 4-2 上記目標の達成状況を測定するための指標設定状況」で「設定している」と回答した地方公共団体数を N としている。

## (2) 個人情報を含むデータの取扱いについて

個人情報を含むデータの共有・利用可能範囲については、都道府県、指定都市、中核市の全てで「調査・報告を実施した課・室での活用が可能」（それぞれ 6.0%、50.0%、66.7%）が最も多く、次いで「調査・報告を実施した課・室が所属する部署（部、局等）での活用が可能」（それぞれ 27.7%、30.0%、44.4%）であった。

アンケート項目中、「その他の内容」としては、「あらかじめ条例等で定めた場合を除いて、個人情報の取得目的外の利用はできない」との回答が多かった。また、「条例の解釈運用の手引に、個人情報の取扱いの記載があるので、それに従い対応する」との回答や、「データの内容により共有する範囲を個別に判断する」との回答があった。

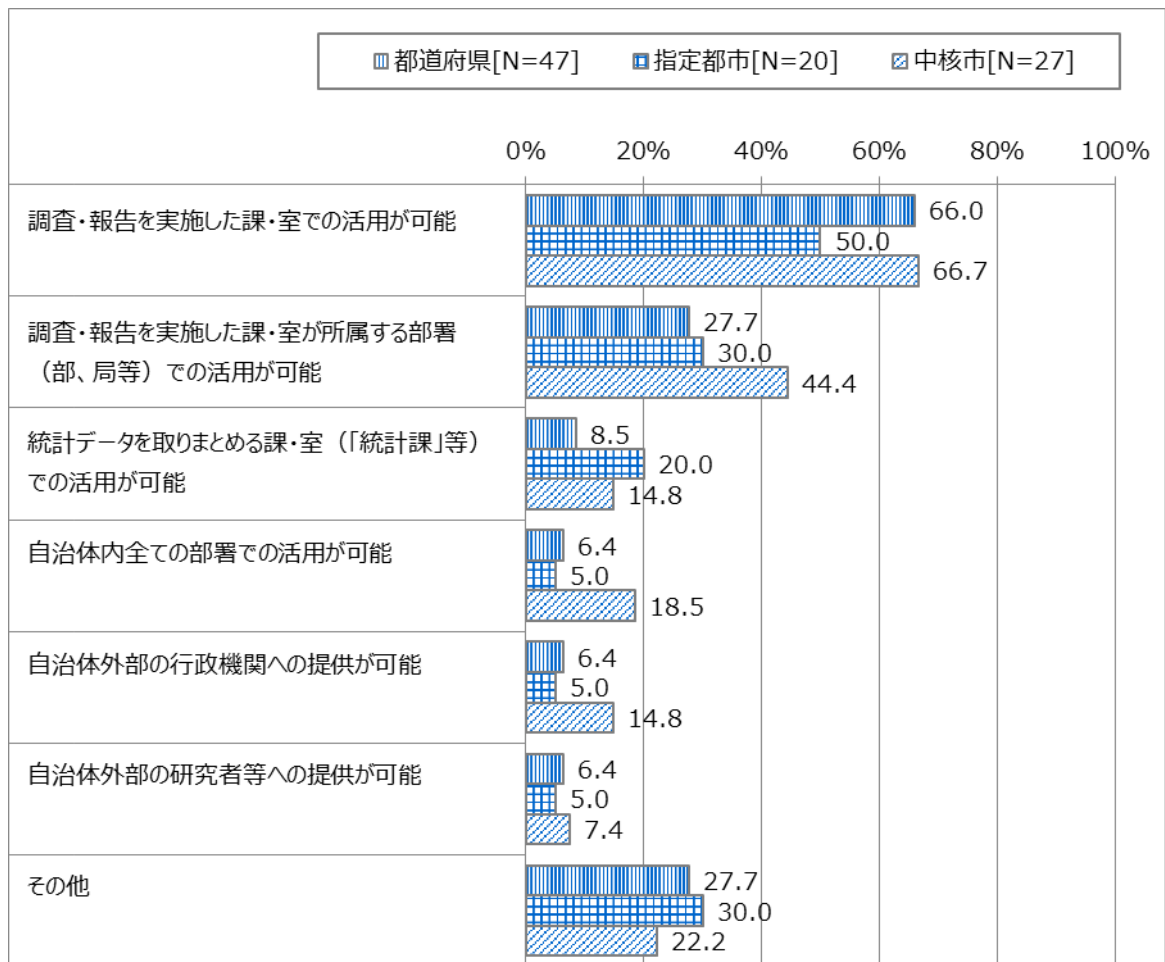


図 4-4 個人情報を含むデータの共有・利用可能範囲

### (3) 外部人材の活用について

エビデンスに基づく教育施策の実施における助言や分析作業を担う外部人材の活用については、「活用している」の割合が最も多いのは都道府県（45.7%）であり、次いで、指定都市、中核市（それぞれ45.0%、44.4%）であった。

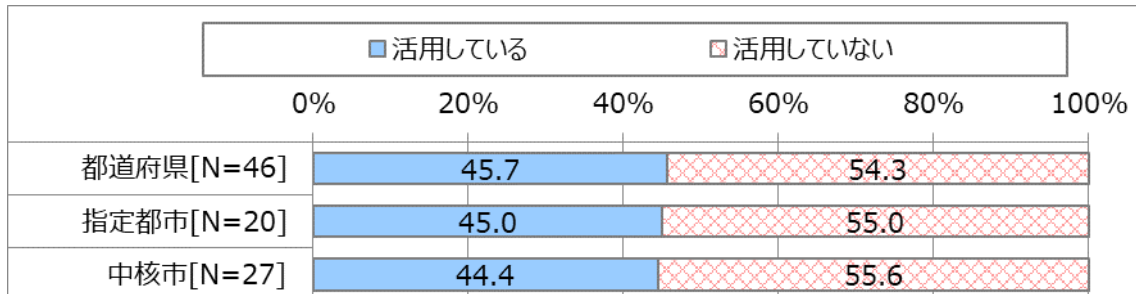


図 4-5 エビデンスに基づく教育施策の実施における助言や分析作業を担う外部人材の活用状況

#### (4) エビデンスに基づく教育施策上の課題

エビデンスに基づく教育施策を進めていく上での課題については、都道府県、指定都市、中核市の全てで「エビデンス収集や分析の知見を有する人材が不足している」（それぞれ59.6%、70.0%、74.1%）が最も多く、次いで「施策立案に必要なデータが不足している」（それぞれ34.0%、40.0%、29.6%）であった。また、指定都市では、「データを所掌する部署間の連携がとれていない」（35.0%）、「データの分析方法がわからない」（30.0%）が他と比べて多く、中核市では「データが電子化されていない、様式がばらばらであり整理が難しい」（33.3%）、「学校現場等の関係者からの理解を得ることが難しい」（29.6%）、「行政内部で理解を得ることが難しい」（25.9%）が他と比べて多かった。

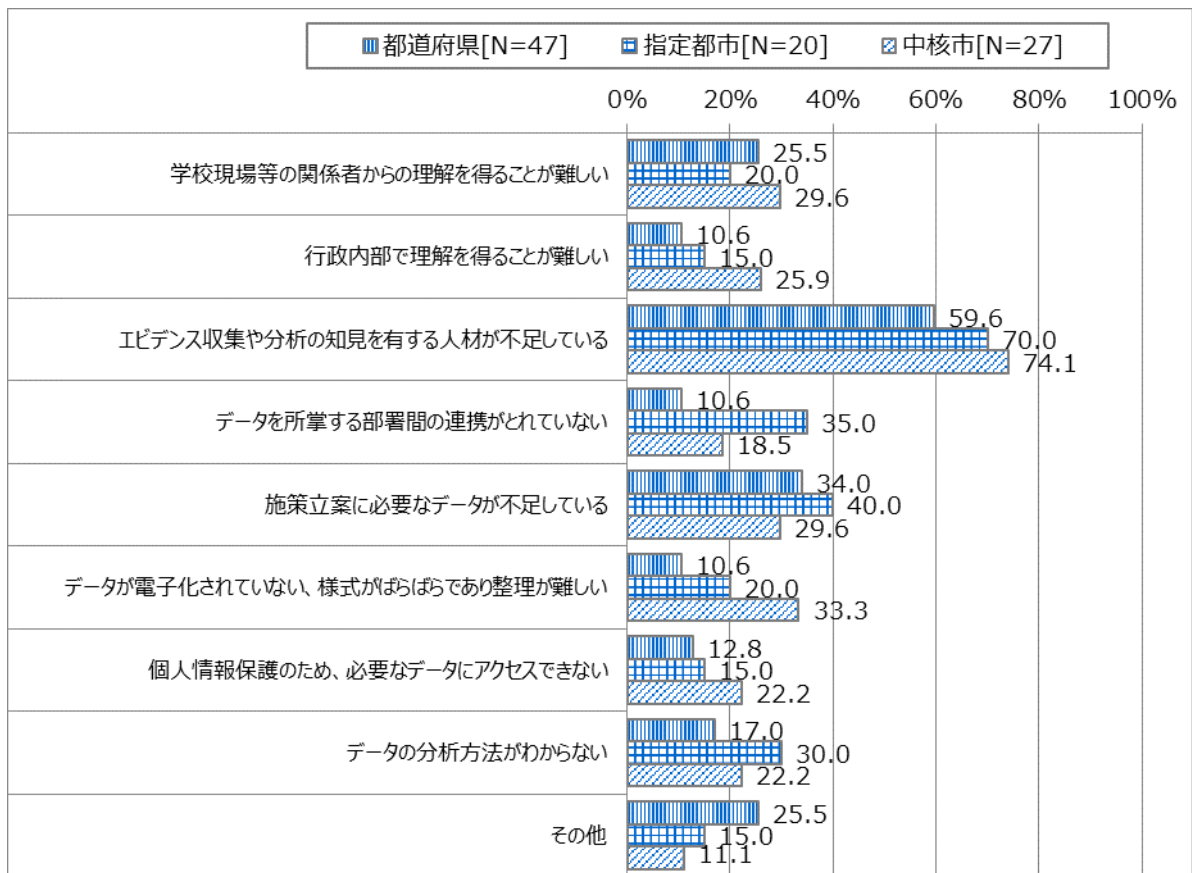


図 4-6 エビデンスに基づく教育施策の実施もしくは今後取組を進めていく上での課題

エビデンスに基づく教育施策を実施する上で、国のどのような取組があればよいと思われるかについては、都道府県では「データのオープン化に関するガイドラインの整備」(61.7%)が最も多く、次いで「調査の窓口の一本化」(52.1%)であった。指定都市では「調査の窓口の一本化」(55.0%)が最も多く、中核市では「外部人材とのネットワークの構築」(59.3%)が最も多く、次いで「データのオープン化に関するガイドラインの整備」(51.9%)であった。

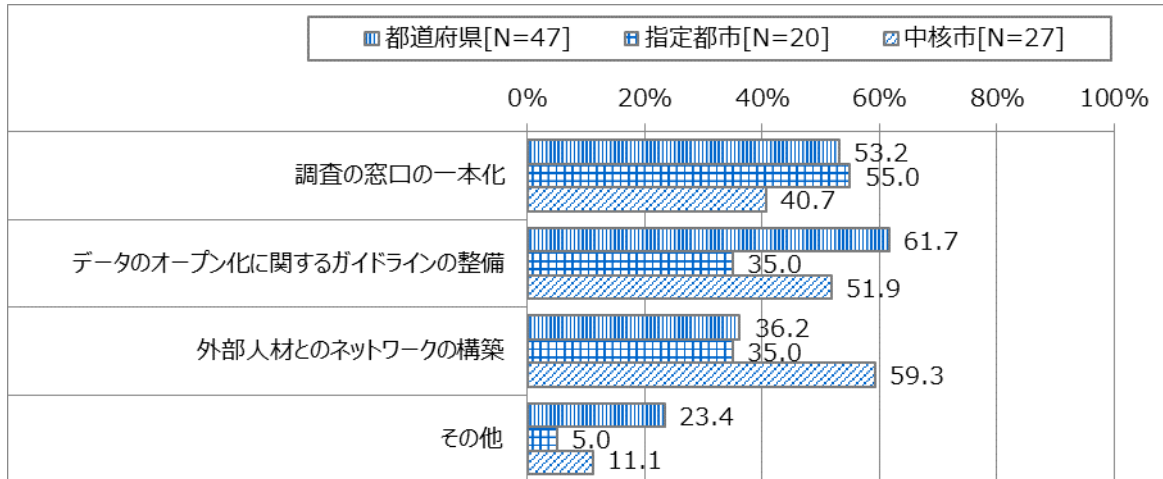


図 4-7 エビデンスに基づく教育施策を実施する上で有用な国の取組

### 4.3.2 調査結果のまとめ

アンケート結果からの示唆は、以下のとおりである。

- 教育振興基本計画における具体的な目標及びその達成状況を把握するための指標については、いずれも「設定している」との回答が多数を占めた。一方で、指標の活用方法については、「目標の達成度合いや計画の進捗状況の評価」に関して、多くの地方公共団体が取り組んでいるが、特に、指定都市、中核市においては「課題の抽出」「施策・事業の改善や新規施策・事業の立ち上げ」、「施策・事業の予算への反映」の実施は6割前後に止まっており、「課題の抽出」、「施策・事業の改善や新規施策・事業の立ち上げ」、「施策・事業の予算への反映」に関する取組については、更に充実していく必要があると考えられる。
- 個人情報を含むデータの共有・利用可能な範囲については、都道府県、指定都市、中核市のいずれも「調査・報告を実施した課・室での活用が可能」が6割程度であった。中核市においては、「調査・報告を実施した課・室が所属する部署（部、局等）での活用が可能」との回答が4割であった。
- 外部人材の活用については、都道府県、指定都市、中核市のいずれも約半数が活用しているとのことであったが、その内容については、単発的な問題への助言や、任期を定めた委員の委嘱を行う例が多い。外部人材をより恒常的に活用できるような方策等を検討するなど、より一層の連携強化や充実が望まれる。
- エビデンスに基づく教育施策の実施、もしくは、今後取組を進めていく上での課題については、都道府県、指定都市、中核市のいずれも「エビデンス収集や分析の知見を有する人材が不足している」が最も多く、外部、内部の人材の確保・育成が必要な状況にある。
- 課題について、都道府県、指定都市で次いで多かったのは「施策立案に必要なデータが不足している」であり、指定都市では「データを所掌する部署間の連携がとれていない」、中核市では「データが電子化されていない、様式がばらばらであり整理が難しい」との回答も多かった。データの収集・整備において、これらの課題がエビデンスに基づく教育施策の実施に向けた阻害要因となっていることが推測される。
- 国に求める取組については、都道府県では「データのオープン化に関するガイドラインの整備」が最も多く、次いで、「調査の窓口の一本化」であった。指定都市では「調査の窓口の一本化」が最も多く、中核市では、「外部人材とのネットワークの構築」「データのオープン化に関するガイドラインの整備」であった。



## 5. 先進的な取組事例の紹介及び意見交換

### 5.1 目的

先進的な取組を進める地方公共団体の取組事例の共有や、各地方公共団体で取組を進めていく上での配慮事項等を参加者間で共有することを目指して実施した。

### 5.2 開催概要

- 名称：エビデンスに基づく教育政策推進のためのワークショップ
- 開催日時：平成 30 年 3 月 12 日(月)14 時～16 時 30 分
- 会場：文部科学省「第二講堂」（旧庁舎 6 階）

### 5.3 対象

教育委員会関係者、学校関係者、文部科学省職員等 50 名程度を対象とした。

なお、開催にあたっては、都道府県及び指定都市教育委員会宛に開催案内を送付し、都道府県教育委員会より、管下の市区町村へ開催案内を送付した。

### 5.4 プログラム

プログラムは以下のとおりである。

表 5-1 プログラム

14:00	<b>第 1 部 エビデンスに基づく教育政策の現状と先進事例</b>
	■「第 3 期教育振興基本計画の検討状況について」 内田 広之 文部科学省生涯学習政策局政策課教育改革推進室長 ■「報告：エビデンスに基づく教育政策の現状について」 三菱総合研究所 ■先進自治体の取組事例紹介 埼玉県戸田市の取組（手塚 浩 埼玉県戸田市立教育センター所長） 東京都足立区の取組（秋生 修一郎 足立区政策経営部子どもの貧困対策担当部長） 岡山県の取組（苅田 直樹 岡山県教育庁義務教育課総括副参事（学力向上対策班長））
15:25	休憩（10 分）
15:35	<b>第 2 部 パネルディスカッション及び質疑応答</b>
	・パネリスト（50 音順）： 秋生 修一郎 東京都足立区政策経営部子どもの貧困対策担当部長 内田 広之 文部科学省生涯学習政策局政策課教育改革推進室長 苅田 直樹 岡山県教育庁義務教育課総括副参事（学力向上対策班長） 手塚 浩 埼玉県戸田市立教育センター所長 藤原 武男 東京医科歯科大学教授 ・ファシリテーター：出島 誠之 株式会社出島プランニング代表取締役
16:30	閉会 閉会挨拶：内田 広之 文部科学省生涯学習政策局政策課教育改革推進室長

## 5.5 内容

当日の参加者数は、地方公共団体関係者 42 名、文部科学省・国立教育政策研究所関係者 25 名（登壇者、事務局除く。）であった。各プログラムの概要は、以下のとおりである。

### 5.5.1 地方公共団体の事例紹介

#### (1) 戸田市

- 未来の社会は、その姿について予測が困難であり、現在の延長線上に物事を考えていくのが難しい。そのことを踏まえ、従来の学校教育を今後も維持することが果たしてできるのか真剣に考える時期に来ているという認識である。
- 財政状況が厳しくなる中、教育事業も単なる思いや経験だけではなく、エビデンスに基づくことや、コストパフォーマンスを意識して改善を図っていく必要がある。
- 変化が激しい社会を生き抜く力を子供に身に付けさせるため、「戸田市 PEER カリキュラム」<sup>32</sup>を推進している。
- 埼玉県独自で、小学校 4 年生から中学校 3 年生までを対象に能力調査を毎年度、実施しており、経年変化を把握できるデータを取得できている。
- 埼玉県学力・学習状況調査と戸田市独自の教員質問紙調査の結果を分析し、どのような指導方法が成果を上げたのか、調査結果より分析している。
- 調査結果の分析は外部の研究者に依頼しており、教員を対象として校長会や広報紙等を通じて、結果の周知を図っている。
- 教育行政の専門家を市として育成していくため、行政職員（教育職）の採用を開始した（平成 30 年 4 月入庁予定）。

#### (2) 足立区

- 足立区が抱える 4 つのボトルネックとなる課題（治安、学力、健康、貧困の連鎖）がある。いずれの課題の根底は「貧困の連鎖」であり、これを絶つ必要があると認識している。子供の貧困問題が生涯所得に与える影響は大きく、2.9 兆円の経済格差に発展しうる<sup>33</sup>。
- 「未来につなぐ あだちプロジェクト」の基本理念では、全ての子供たちが生まれ育った環境に左右されることなく自分の将来に希望を持てる社会を実現すること、子供たちが「生き抜く力」を持つことで自分の人生を切り開くこと、子供の貧困を経済的な困窮だけで捉えず複合的な課題と捉えて解決や予防に取り組むことが明記され

<sup>32</sup> プログラミング(Programming)、英語(English)、経済(Economy)、リーディング・スキル(Reading skill)のそれぞれの頭文字を組み合わせた戸田市独自の教育プログラム。グローバル化や情報化が進む変化が激しい社会で生き抜いていく力を身に付けさせるため、単なる知識の詰め込みではなく、産官学民との連携により、問題解決能力や思考力、コミュニケーション能力などの「21世紀型スキル」「汎用的スキル」「非認知スキル」と呼ばれる能力を小中一貫した教育カリキュラムによって育成する（「エビデンスに基づく教育政策推進のためのワークショップ」戸田市発表資料）。

<sup>33</sup> 日本財団、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「子どもの貧困社会的損失推計レポート」（平成 27 年）

ている。

- 平成27、28年度に「子どもの健康・生活実態調査」を実施した。同じ集団に対する縦断調査と同じ年代への横断調査を並行して行い、状況変化を検証している。

### (3) 岡山県

- 岡山県には最古の庶民の学校である閑谷学校が存在するなど、古くから充実した教育環境を有しており、歴史的に「教育県岡山」と言われてきたが、伊原木県知事就任時（平成24年）の全国学力・学習状況調査の結果が全国平均と比較して厳しい状況であったことを踏まえ、改善を進めてきた。
- グラフ等を用いた結果の「見える化」や県総合教育センターと連携して作成した分析ツールの各校への配布など、授業改善の取組の推進を呼びかけた。
- 平成25年4月、民間企業でコンサルタント経験がある専門スタッフが県の政策企画員として着任し、効果的な政策立案のためには政策対象者の声や客観的なデータをより重視すべきであるとの考えの下、児童生徒を取り巻く状況の把握と施策の検討に努めた。
- 平成28年度から各校の校務分掌に学力向上担当を位置づけるよう体制を構築。さらに、各校における児童生徒の状況分析の方法について、市町村教育委員会による研修会等で共有がなされた。
- 平成29年度より県独自の学力・学習状況調査を導入した。全国学力・学習状況調査と組み合わせることで、小学校3年生から中学校3年生まで毎年切れ目なく検証することで、前学年のつまずきの早期把握・解消につなげていく対応をしている。

## 5.5.2 パネルディスカッション

### (1) エビデンスに基づく教育政策に取り組む際の課題

- 手塚氏：政策立案までのプロセスで多くの課題があった。教育関係者の間で児童生徒の状況を数字で分析することに対して消極的な姿勢も見られることがある。また、データを分析する専門人材が少ないことも課題である。データの分析にあたっては分析のもとになる基礎データを作るところが一番難しいのではないかと考えている。
- 秋生氏：足立区は行政評価を10年ほど行っており、PDCAサイクルを回してきた。そういったバックグラウンドがあったのでEBPM(Evidence-Based Policy Making)にも取り組みやすかった。EBPMに取り組む際は、どのような目的により何を行うのかを明確にする必要がある。また、学校現場の理解を得ながら進めていく必要がある。行政と現場の双方で十分意思疎通を図りつつ、EBPMを通じて学校現場に何をお返しできるかを考える必要がある。
- 荻田氏：県の学力・学習状況調査を見直すこととした。従来、毎年度の横断調査であったが、同一学年を縦断的に追跡できる縦断調査を行うこととした。この取組を進めるにあたり、教育行政のトップである各市町村の教育長の理解を得るために何度も説明を行った。各学校においては、児童生徒の実態を数値で比較分析することに消極的なケースがある。特に小中学校はその傾向が強い。

- 出島氏：岡山県の小学校を 200 校訪問したが、その際、教員からよく言われたことが「教育成果は数値では表現できない」ということであった。これに対して、岡山県の小学生が全国と比較して非常に苦手な問題を具体的に数値で提示すると、意外と教員は数字で比較することに対して理解を示してくれた。また、例示として、人間ドックを通じて健康状況を数値化するなど、教員自身が体験したことを引き合いに出して説明すると理解を得られやすかった。

## (2) 個人情報を含むデータの活用

- 手塚氏：個人情報保護条例が一つの基準となる。当市は産官学で連携した教育を実践しており、民間企業との関わりもあるが、個人情報に関して問題になったことは一度もない。
- 秋生氏：行政データには個人情報が含まれるので、データを活用する際は、個人情報をどう問題なく扱うかということが課題となる。また、個別具体的な場面では、本当にそのデータを使用してよいのかという倫理的な問題も場合によっては発生することがあり、区としても対応の整理が難しい状況である。
- 藤原氏：個人情報保護法を踏まえ、個人が特定されうる情報（児童虐待の有無、いじめの有無、年収など）についても特別な配慮が必要となる。例えば、親の職業を回答させることで個人が特定される場合は、配慮が必要となり、情報を取得する際は本人の同意を得ることが不可欠である。また、個人情報を外部に提供する際は十分な配慮が必要である。なお、研究者が個人情報を 2 次利用する場合は、所属機関における倫理委員会の審査を受ける必要もある。
- 出島氏：オープンになっている情報は積極的に活用すべきである。文科省から各学校にデータが提供されることがあるが、送付されたデータを見ていない学校もある。提供されたデータを最大限活用することは重要である。また、情報を可視化し、比較することも必要である。

## (3) 外部人材の活用

- 藤原氏：行政と研究者とでは考え方やスピード感が異なるので、お互いに目的を共有した上で歩み寄ることがまずは重要である。また、解析精度の考え方についても両者は考え方が異なる。研究者は拘りを持って成果を出すまでに時間をかけるが、行政は精度が不十分であってもスピードを重視する。この点についても両者のすり合わせが必要である。また、作成した資料の使用目的（内部資料、対外的な報告書等）については事前に研究者に伝えた方がよい。それによって作成に要する作業時間が異なってくる。
- 出島氏：教員は表計算ソフトを使った簡単なクロス集計ができないなど、データを分析するための技術を持っていないことがある。簡単な分析を実施するにあたっての技術力をどのように上げていくかについても考えていかなければならない。

#### (4) 定性的なデータの収集・活用方策

- 内田氏：個性が異なる生徒がいる教育現場においてどのように数字をとっていくかについては難しい側面があるが、経年変化を把握できるデータを取得し、分析することは重要である。また、学校へのヒアリングも必要である。学校ごとに多様性がある。様々な教育パターンがある中で、それぞれの学校がどのように成果を上げたのか、あるいはどのように課題を解決したのか、共有できることは多くあると思う。数字を追いかけるだけでなく、事例研究も必要である。数値化できる領域に加え、事例研究の成果など踏まえ、全体を捉えた上での取組が重要であると考えている。

#### (5) エビデンス重視の教育政策の考え方を全国に普及させるために必要な方策

- 内田氏：冒頭に説明した「第3期教育振興基本計画」について、現在、答申をいただいている状況であり、今後は閣議決定を予定している。閣議決定後はメディア等を通じて周知を図りたい。また、先進事例を収集し、全国に普及していきたい。各地方公共団体も答申時に示しているロジックモデル等を参考に取組を促進していただきたい。
- 藤原氏：医療分野でEBM（Evidence-Based Medicine）が広く普及するきっかけとなった研究に「風邪をひいた人に抗生物質を与えるか否か」というものがある。これまでは風邪には抗生物質が効くと思われていたが、ほとんどの風邪はウイルス性であるため抗生物質は実は効果がないという研究結果が出た。既存の思い込みがエビデンスによって変わった。あることをやった場合とやらなかった場合を分け、効果を比較することがEBMである。教育でいえば、ある教育を行った学級と行わなかった学級、つまり介入群と対照群に分け、例えば1年後にどれだけ成績が変わるのかを比較、検証することがエビデンスである。しかし多くの場合は実施可能性に乏しいので、次善の策を実施すべきである。

#### 5.5.3 会場との質疑応答

- 事業のスクラップが難しい。見直しにあたっての視点をご教授いただきたい。
  - ✓ 手塚氏：事業のスクラップは難しく当市も解決できていない部分があるが、何が本当に効果的な教育施策であるかを明らかにすることが一番重要ではないか。思いや勘をもとに事業を継続していたものの、実はあまり効果がないものがあるのではないか。その点を明らかにすることで注力すべき施策が見えてくる。
- 教育施策を推進するにあたり、役所内の体制はどうなっているのか。
  - ✓ 手塚氏：本日発表した内容は教育委員会教育政策室で所管しているものである。以前は指導課のみであったが、教育政策室を創設し、教育政策担当と指導担当の二つの組織を設置した。教育政策担当が産官学連携の突破口を開き、その後指導担当が引き継ぐこととなった。
- 横断的な組織を編成するにあたってのキーマンは誰か。
  - ✓ 秋生氏：当初は福祉部に事務局があったがまとまらなかったため、首長のリーダーシップにより政策経営部で事務局を担うことになった。

- 出島氏の岡山県庁への招聘はどのような形で決定されたのか。
  - ✓ 出島氏：岡山県知事が就任した際、本来行われるべきデータ分析ができていないことに問題を感じ、外部人材の登用を決定されたようである。結果として、知人を介して私が採用される形となった。
  
- エビデンスの取得・分析について、国・都道府県・基礎自治体で役割分担はあるのか。
  - ✓ 内田氏：国全体としてエビデンスを重視した教育政策を推進すべく動き始めたところである。国としては、各都道府県や市町村の取組事例の普及をしていく。各都道府県や市町村においては、教育政策を進める上で、そうした先進事例を参考にして進めて頂ければと考える。第3期計画に向けた答申においても、都道府県、基礎自治体がエビデンス重視の政策立案等を進める上での留意点を示しているため、今後、全国にそれらの考え方の普及を目指す。
  
- エビデンスをどのように働き方改革にもつなげていくべきと考えるか、ご意見をいただきたい。
  - ✓ 手塚氏：現在の取組が働き方改革につながるものと考えている。
  - ✓ 内田氏：働き方改革については中央教育審議会で中間のとりまとめを行ったところであり、全体では今後も検討を行っていくものである。今後、業務見直し等を含め方向性が示される。エビデンスに関していえば、教育に係る各事例もエビデンスとして捉える必要があると考えている。他の学校の取組事例や教材の共有で教員の勤務時間の効率化に役立つものについては参考にしてみるのもよいのではないか。
  - ✓ 秋生氏：学校現場は大変だと思うが、全てを学内で解決することは限界がある。時には家庭内の教育など学校教育以外とも連携することが必要である。それを行わないと働き方改革は実現できない。
  
- 岡山県では、不登校に関連したデータの分析は行っているか。
  - ✓ 出島氏：長期欠席データを使って分析している途中である。不登校については、現状把握や対策に関して目標設定（KPIとして設定）をしている地方公共団体とそうではない地方公共団体により、その後の改善状況や経過に差がありそうなことがわかっており、詳細を分析している。



図 5-1 会場の様子

## 5.6 実施後アンケート

### (1) 本取組に対する評価

本取組に対する評価は、「やや満足」が最も多く、次いで「非常に満足」であった。「やや不満」「非常に不満」は各1名であった。

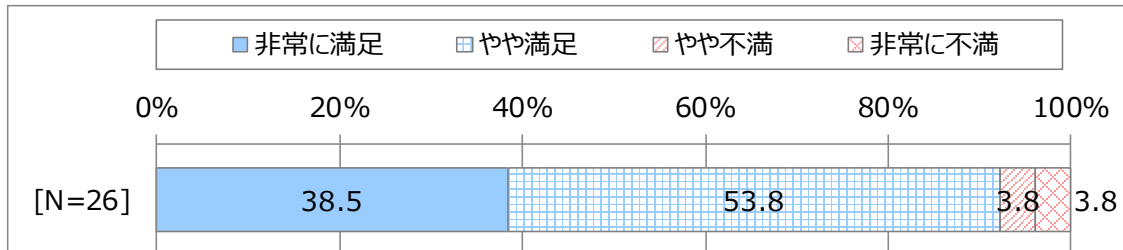


図 5-2 取組に対する評価

特に参考になったプログラムは、「地方公共団体の事例紹介」であった。

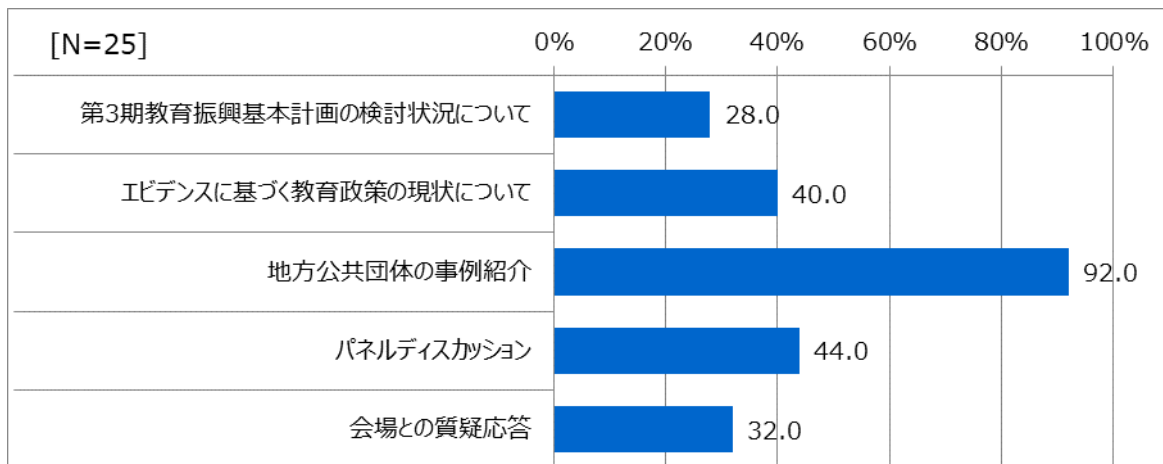


図 5-3 特に参考になったプログラム

### (2) エビデンスに基づく教育施策等（福祉施策等含む。）の実施状況

エビデンスに基づく教育施策等の実施状況は、「基本計画等の目標の達成度合いや計画の進捗状況の評価」(69.2%)が最も多く、次いで「施策・事業の改善や新規施策・事業の立ち上げ」(65.4%)であった。これらの実施状況は、いずれも前述のアンケート調査における実施状況よりも低い。参加者が所属する地方公共団体規模が比較的小さいことが影響している可能性がある。

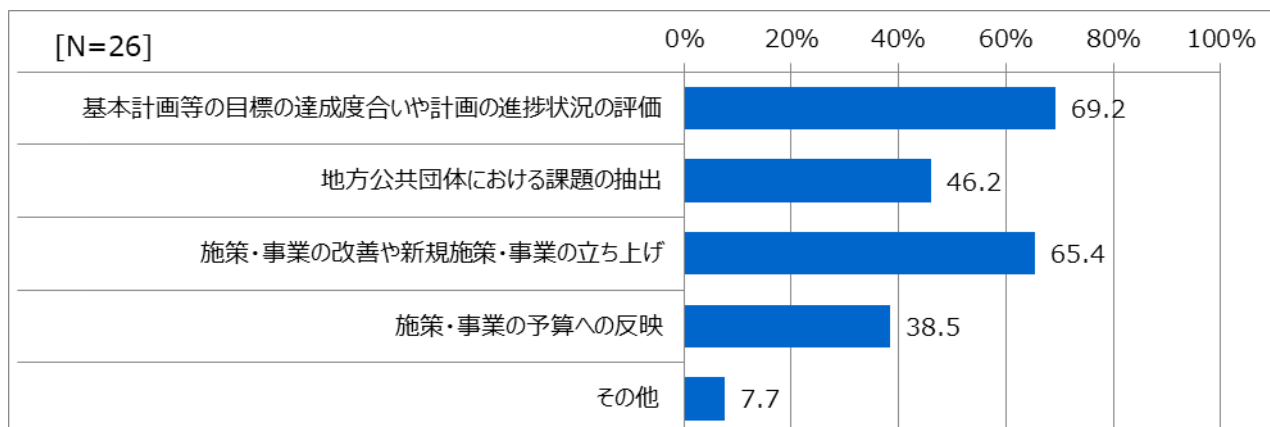


図 5-4 エビデンスに基づく教育施策等（福祉施策等含む）の実施状況

エビデンスに基づく教育施策等を実施する際の課題は、「エビデンス収集や分析の知見を有する人材が不足している」（79.3%）が最も多く、次いで「施策立案に必要なデータが不足している」（69.0%）であった。

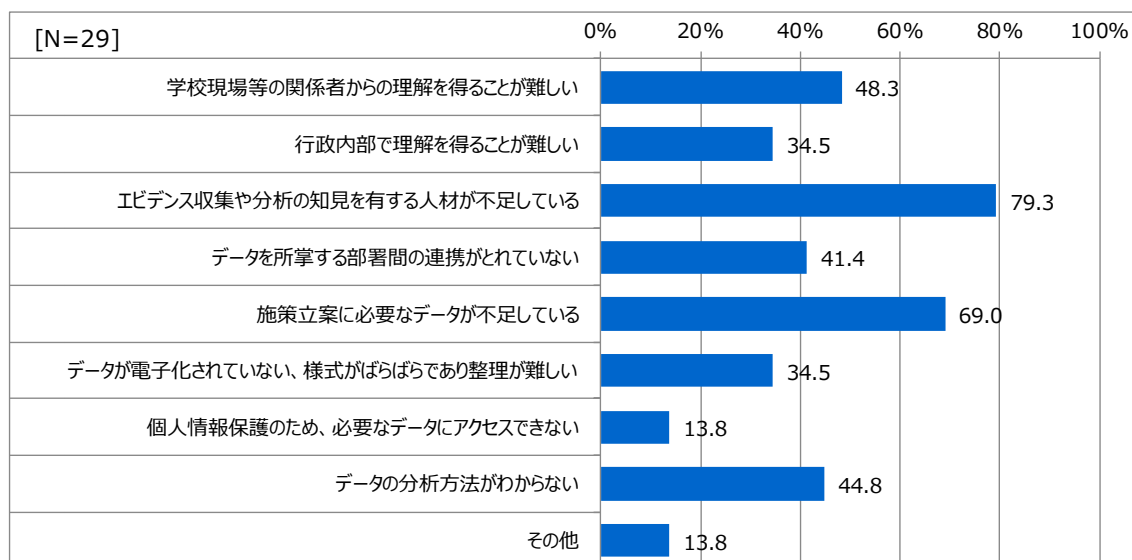


図 5-5 エビデンスに基づく教育施策等（福祉施策等含む）を実施する際の課題



## 6. まとめ

以上の調査より、地方公共団体における取組の現状、課題と対応方策についてまとめる。また、それらを踏まえ、地方公共団体にエビデンスに基づく教育政策の立案を推進する取組を普及させる方策について検討する。

### 6.1 地方公共団体における現状

先進的な取組を進める地方公共団体に対するインタビュー調査及び都道府県、指定都市、中核市に対するアンケート調査からは、以下の点を指摘できる。

#### (1) 施策立案に至るまでの困難さ

まず、施策立案の準備段階においては、学校の教職員だけでなく、教育委員会内においても、日々の教育活動を数値化することについて学校の序列化や教職員の評価に直結するのではないかという懸念がある。そのため、エビデンスに基づく教育政策の立案に関して、教育関係者の反応が消極的な場合がある。こうした消極的な反応が解消されない限りは、施策の企画立案に進むことは容易ではない。

また、行政内のデータは、それぞれを結合することを前提として整理されていないため、複数のデータを結合することが困難である場合がある。さらに、行政の保有する各種データの処理や分析を行うことができる人材が、常勤職員として配置されている地方公共団体は少ない。

次に、情報等の収集・分析の段階では、エビデンスとして必要なデータがそもそも存在しない場合がある。例えば、学力調査結果を基にして、児童生徒の学力向上のための施策を立案していくために、同一学年を経年で追跡したい場合においても、そのためのデータ等が十分でない地方公共団体も多い。

このように、エビデンスに基づく教育政策の推進にあたっては、施策の立案に至るまでの課題の現状を認識する必要がある。

#### (2) 教育を定量的に評価・改善することの困難さ

施策の評価・改善の段階において、教育関係者の中には取組の成果を定量的に評価することが困難であるという意識がある。児童生徒の一人一人の教育ニーズが多様であり、その評価は多角的な分析に基づくべきであることや、教育の成果は短期間で現れるものではない、という考えが広く共有されており、教育政策及び施策をどのように評価するかについて、確立されたノウハウが少ないのが現状である。

こうした現状を十分に踏まえ、エビデンスに基づく教育政策を推進していく必要がある。

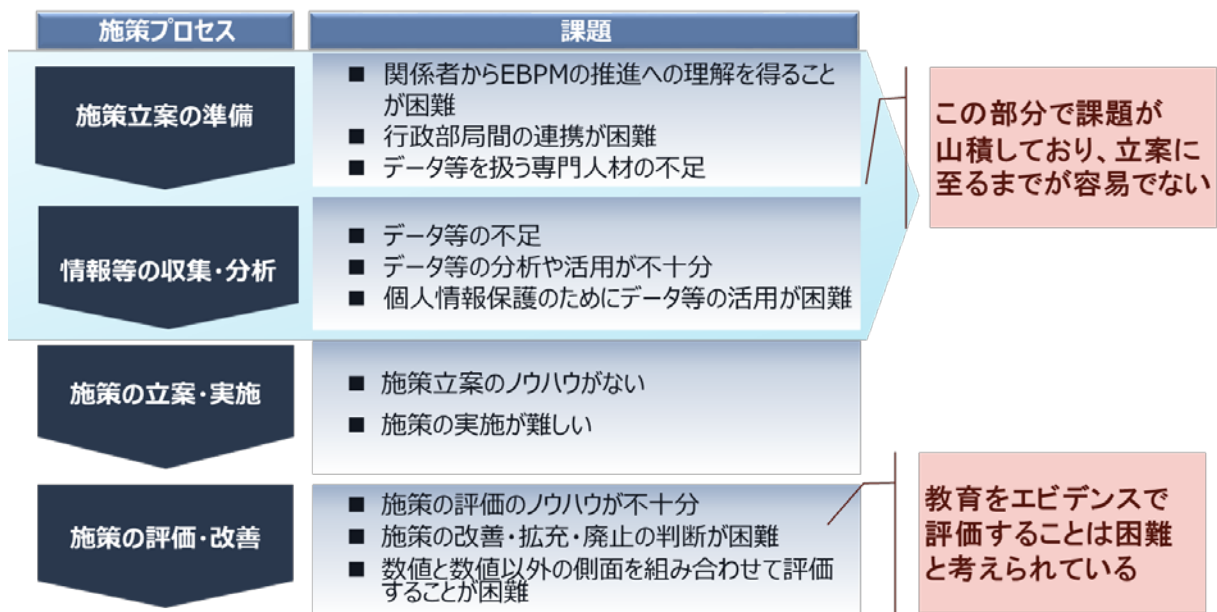


図 6-1 地方公共団体における現状

## 6.2 エビデンスに基づく教育政策を推進する上での課題と対応方策

エビデンスに基づく教育政策を推進する上での各プロセスにおける主な課題を具体的に示し、先進的な取組を進める地方公共団体における取組を参考に、それらの課題への対応方策を検討する。また、先進的な取組を進める地方公共団体での取組事例をそれぞれ紹介する。

### 6.2.1 施策立案の準備段階

ここでは三つの課題を取り上げ、対応方策を検討する。

#### (1) 関係者からの理解を得ることが困難

地方公共団体によっては、学校現場及び行政内部等の関係者からの理解を得ることが難しい。学校現場では、新しい調査がもたらす負担や、学力調査の点数による学校の序列化が想起され、学校関係者から消極的反応が示される可能性がある。また、行政関係者からは、エビデンスに基づく教育政策を進めることが行政の事務負担やコストを増大させるのではないかという懸念を抱かせる場合がある。

施策関係者の理解を得るためには、次のような取組が効果的であると考えられる。

#### a 学校関係者に丁寧に説明

学校関係者が上記のような懸念を感じるのは、エビデンスを重視した取組の結果として、どのような成果が期待されるのかについての情報共有が十分でないことに原因があるのではないかと考えられる。そのため、学校関係者に対して、より丁寧に期待される成果について、説明していくことが有効である。例えば、エビデンスを重視した取組の結果、経験の少ない若手教員の授業力が向上したり、学校現場や教員の負担軽減につながったりするなど、

具体的な結果の想定を伝えることが効果的である。

また、こうした説明は、校長会や指導主事の学校訪問等を通じて、継続的に、様々な場面で行うことが重要である。行政が学校現場に丁寧に説明を行うことで、学校関係者が意義を十分理解し、自発的かつ安定的に PDCA サイクルが回っていくことが期待される。

#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 市内の全教員に配布されるパンフレットの中で、市独自の教員質問紙と子供の学力調査の結果の相関について解説。【戸田市】
- ✓ 教育委員会に協力している外部人材とともに、個別に学校訪問を実施。学力調査における子供の誤答原因を数値や具体的事例とともに丁寧に説明し、授業改善方を提案。【岡山県】

#### b エビデンスに基づく教育政策の意義等について積極的にセミナーや広報誌等で、教職員や行政職員に情報発信

エビデンスに基づく教育政策の推進にあたっては、学校関係者だけでなく、行政内部の職員の理解と協力も必須であり、行政職員に向けても情報発信をする必要がある。

#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 市の広報や教育長の SNS で、市が推進するエビデンスに基づく教育政策について情報発信。【戸田市】
- ✓ 区に協力している大学の研究者が、区の職員や区民を対象としたエビデンスに基づく教育政策の考え方に関するセミナーを実施。【足立区】

#### (2) 行政部局間の連携が困難

子供に関する施策は教育委員会内で完結しない場合が多く、特に、福祉部局でも子供を対象とした重要施策が行われている。しかしながら、教育委員会と福祉部局との業務上の連携が少ない地方公共団体では、総合的な施策を実施することが難しい場合がある。

行政部局間の連携を推進するための取組として、次のような事例がある。

#### a 教育の担当部局及び教育以外の子供に関する施策（例：福祉施策）の担当部局の統合や再編

組織を再編し、連携させたい局課を一つの部局に統合する取組や、総合的な施策のための司令塔機能を持つ担当者を配置し、子供に係る施策を総合的に担う部局に再編する取組の事例がある。各地方公共団体の実態も踏まえる必要があるが、次のような取組が参考となる。

#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 首長部局に子供の総合的な貧困対策の担当職を創設し、各局課の総合調整を行う。  
【足立区】
- ✓ 教育と子育てに係る部局を教育委員会内に統合し、子供の貧困対策の司令塔機能を教育委員会が担う。【箕面市】

### (3) データ等を扱う専門人材の不足

行政の内部には、エビデンスに基づく教育政策を進める上で必要とされるデータ処理ができる人材や、データ分析が可能な人材が不足している場合がある。そのため、データがあっても活用できていない場合や、データからの示唆を読み解くことができずに、勘や経験によってのみ施策立案が進められている場合がある。

専門人材の不足という課題を克服するための取組として、以下のような事例がある。

#### a 研究者等の外部人材との連携

データ処理の専門家や、データを分析し施策へのアドバイスができる外部の人材（大学の研究者、行政アドバイザー等）と連携する取組が有効な場合がある。

外部人材と連携をする際には、非常勤職員として大学の研究者や行政アドバイザーを雇用したり、研究協力に関する協定を大学等と締結するなど、組織としての取組が重要である。

#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 長年に渡り行政評価委員会に参画している大学研究者に、学力調査結果の分析を依頼。同研究者を非常勤雇用することで、密接な協力体制を構築。【足立区】
- ✓ 条例を改正し、政策アドバイザー業務に携わる外部人材を嘱託職員として雇用。教育行政におけるエビデンス重視の各取組に従事。【岡山県】

### 6.2.2 情報等の収集・分析段階

ここでは課題を二つに分類し、対応方策を検討する。

#### (1) データ等の不足

施策立案に必要なデータが欠けていたり、存在していない場合がある。また、必要なデータ等があったとしても、それが活用できるレベルにまで整理されていない場合もある。例えば、紙でのみ調査結果を管理している場合には、別のデータと結合させて分析することはほぼ不可能である。

いかにデータ等の収集を行うか、また、いかにデータ等を整理するかという課題については、次のような取組が効果的と考えられる。

#### a 既存の調査を整理した上で、データが不足している領域を特定

エビデンスに基づく教育政策の推進のために必要なデータが取れる調査、そうではない調査に整理・分類し、既存調査を統廃合したり、新規調査を開始したりすることが有効である。

##### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 既存の学力調査結果を分析し、生徒の英語力の低さの原因は中学校 1 年生段階のつまずきではないかと推測。それを検証するため、中学校 1 年段階の英語の学力を診断できる英語テストを導入。【足立区】
- ✓ 従来之国及び県の学力調査の対象学年と調査範囲を再整理した結果、実際につまずきの発生しやすい学年には調査がないこと、また、全国比較が可能な調査ではないことを課題として認識。全国比較が可能な学力調査を県の新規調査として導入し、それを国の調査と組み合わせ、小学校 3 年生から中学校 3 年生まで年 1 回の学力調査を実施できる体制を整備。【岡山県】
- ✓ 小 1 プロブлемの原因が家庭における子供の経験不足にあるのではないかと推測。それを検証するため、就学前の子供の家庭環境を調査し、就学後の学力との相関を分析。【田川市】

#### b データ等処理を行うことのできる専門人材の活用

外部の大学研究者や企業、政策アドバイザーにデータの整理を依頼する取組などがある。

##### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 大学の研究者や企業に積極的に教育関連のデータを提供し、多くの視点から分析をしてもらう。【戸田市】
- ✓ 以前から区と協力関係にある大学の研究者らに、学力調査のデータ分析や、子供の健康等の調査の分析を依頼。【足立区】

#### (2) データ等の分析や活用が不十分

エビデンスに基づく教育政策を推進するためには、データ等の分析だけではなく、分析結果を活用し、施策につなげていくことが必要だが、必ずしも十分にはできていない場合がある。

この課題に対しては、次のような取組が効果的と考えられる。

#### a 既存のデータを施策改善の意識を持って再検討

既存のデータ等を、施策立案につなげるという課題意識を持って改めて見直し、既存の施策の改善へとつなげることが有効である。

#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 既存の学力調査結果をもとに、職員が結果分析を行い、新規事業をモデル事業として提案。区長のリーダーシップの下、モデル事業の実施結果を定量的に評価することで、効果が出ている事業については予算を増額する予算要求を実施。【足立区】
- ✓ 既存の学力調査の誤答例を丁寧に分析。これまで学校教員が考えていたつまずきとは異なる部分で子供がつまずいていることを指摘し、それに基づいた授業改善方策を学校に提案。【岡山県】

### (3) 個人情報保護のためにデータ等の活用が困難

担当部局を越えてデータを提供したり、外部人材にデータ整理を依頼したりする場合、個人情報保護条例に抵触する等の理由で、データの提供が不可能になることへの懸念がある。参考となる事例としては、次のような取組がある。

#### a 個人情報保護条例を改正し、データ利用の対象範囲を拡大

個人情報保護条例を改正し、子供の貧困対策のためという目的の下で利用できるデータの範囲を拡大するという事例がある。当該事例では、早期の貧困リスクを発見するという目的のためであれば、学力等のデータをその収集の目的外利用することができるよう、条例を改正した。

#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 個人情報保護条例を改正し、子供の貧困対策目的のためであれば、既存のデータの目的外利用ができるよう措置。【箕面市】

#### b 適切な手続きを経た運用で、データ利用の対象範囲を拡大

データ活用が目的外使用にあたる場合には、個人情報保護審査会で審査を行い、データ活用の可否を検討するなど、運用によって、データ利用の対象範囲の拡大を図る取組も行われている。

#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 区内の子供を対象とした健康等の調査を開始する際、外部に調査結果分析を依頼することを個人情報保護審議会に諮って対応。【足立区】

#### c 個人情報を含むデータの匿名化

個人情報保護条例の規定によっては、データを匿名化することで、部局を越えての活用や、外部への提供が可能となる場合もある。

#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 子供の健康調査を行う際、個々の調査対象に乱数で整理番号を付与するなどした上で、集計・分析を行う方法を採用し、個人情報をも匿名化。【足立区】

#### d データ等の整理・処理を行う外部の専門人材を地方公共団体職員として雇用

外部人材を雇用し、データ等の整理・処理を依頼することも有効な取組である。

#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 区の学力調査結果について大学の研究者にデータ整理を依頼する際、当該大学研究者を区の研修員として雇用。【足立区】

### 6.2.3 施策の立案・実施段階

施策の立案・実施段階では様々な課題が想定されるので、ここでは効果的と考えられる先進事例を紹介する。

#### a 現行でカバーできていない課題を把握し、課題解決に資する有効な施策を立案

現行の調査等で十分に把握できていない課題を特定し、課題を明確にして施策を講じた取組の事例がある。

#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 区の学力調査結果から、学力層別に異なる種類の学力向上施策を実施。【足立区】
- ✓ 既存の学力調査結果の誤答分析を実施し、子供のつまづきの原因は、前学年の学習内容が十分定着していないことから引き起こされていると分析。前学年の内容を振り返る学習活動の実施を学校に提案。【岡山県】

#### b モデル事業を実施し、施策の効果をエビデンスに基づいて確認

新規施策を本格実施する前に、対象を限定してモデル事業の形で試行し、モデル事業の効果をエビデンスに基づいて評価することで、モデル事業から効果の高い事業の本格実施につなげた事例がある。

#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ モデル事業で教科を限定し、学力向上施策を実施。その施策が最も効果を発揮する学力層を分析、特定し、対応する学力層に向けて事業を本格実施。【足立区】

#### c 学校関係者が活用できるよう、わかりやすいツールの開発や研修を実施

現場の教員にとって使いやすいツールの開発やわかりやすい研修を行い、教員に自発的な授業改善を促した事例がある。

#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 区の学力調査結果から、自らのクラスの子供がどの問題でつまづいているのか、そのつまづきがどの程度深刻なのかを明らかにする教員向けの分析ツールを配布。【足立区】
- ✓ 学力調査の誤答分析から導かれる授業改善方策を、市町村単位や個別の学校で実施される学力向上研修会等で説明。【岡山県】
- ✓ 子供に不足している家庭体験が何かを分析、特定し、それを補う指導方法について、保幼小連携の研修会で研究。【田川市】

#### 6.2.4 施策の評価・改善

ここでは三つの課題を取り上げ、対応方策を検討する。

##### (1) 施策の評価のノウハウが不十分

教育施策の評価の際には、どのような手法や指標で評価を行うか、ノウハウが不十分であることが課題となっている。

この課題に対しては、次のような取組の事例がある。

##### a 地方公共団体の事情に通じている有識者の行政評価への参加

第三者による行政評価を行う行政評価委員会に、地方公共団体の事情をよく把握している有識者が参加することで、教育施策の評価のノウハウが効果的に蓄積される。

#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 計量経済学の研究者が、行政評価委員会に参画。【足立区】

##### (2) 施策の改善・拡充・廃止の判断が困難

客観的な根拠に基づいて効果が上がっていると評価できる事業は継続・予算の増額要求を行い、効果が上がらない可能性が高い事業については廃止を検討することとなるが、改善・拡充・廃止の判断は難しい。

こうした現状については、次のような取組の事例がある。

##### a 行政トップが、エビデンスに基づき施策改善を推進

教育長や首長がリーダーシップを発揮し、エビデンスの視点を重視して施策を検証する。その上で、教育予算の増減や教育事業の改廃を行う取組を進める事例がある。



#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 教育長が旗振り役となり、企業や大学研究者と積極的に連携して、エビデンスを重視して施策を検証する体制を構築。【戸田市】
- ✓ 区長がリーダーシップを発揮し、教育施策や子供の貧困対策において、エビデンス重視の視点を取り入れた予算配分を推進。【足立区】

### (3) 数値と数値以外の側面を組み合わせる評価することが困難

エビデンス重視の教育政策を進めるに当たっては、数値化が難しい定性的な要素も考慮に入れなければならない場面がある。その際に、定量的な側面と定性的な側面をどのように組み合わせる施策に反映していくかが課題となる。

この課題に対しては、次のような取組が効果的と考えられる。

#### a 教育現場からの聞き取りや定性的な意見の丁寧な収集を通じて施策に還元

指導主事等が学校訪問を行ったり、事業の評価についての保護者アンケートを実施したりする中で、数値化できない定性的な意見を行政に取り入れている取組がある。また、政策立案担当者においても、数値による評価だけではなく、事業評価の場で事業担当者からの丁寧な聞き取りを行うことで、事業の進捗管理を行うことができる。

#### ■ 地方公共団体での取組例

- ✓ 学力向上施策の対象となった子供の施策実施前後の成長の姿について、教育委員会が保護者や教員の感想や意見を聴取。【足立区】
- ✓ 数値上の成果が現れにくい教育の重要施策について、教育次長が事業担当者から四半期に一度事業の進捗をヒアリング。改善策を教育次長から担当課に還元。【岡山県】

### 6.3 エビデンスに基づく教育政策の普及のための方策

各地方公共団体において、エビデンスに基づく教育政策を普及していくための方策として、「第3期教育振興基本計画について（答申）」（平成30年3月8日）においては、以下の点が掲げられている。

- 各地域の実情を踏まえ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことが重要であること。
- その際、国の設定する指標等も参酌しつつ、それぞれの実情に応じた地域の発意による指標の設定や全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定について検討すること。
- 複数の指標及び他のデータとのクロス集計等による現状把握等により、PDCAサイクルを構築することが期待されること。
- 各地域において異なる実情やニーズに応じて最適な対応がなされるよう、国と地方公共団体が適切な役割分担の下に互いに連携・協力をしたり、それぞれの地方公共団体が相互に情報交換等を行ったりしながら、取り組んでいくことが重要であること。

これらの方策を進めていくに当たって、これまで述べた地方公共団体における先進的取組等を踏まえると、以下のような取組が有効であると考えられる。

#### (1) 外部人材とのネットワークづくり

外部人材を活用することでエビデンスに基づく教育政策が進展することがある。外部人材は地方公共団体の状況を把握し、行政の事情に配慮できる人材であることが期待される。そのためには、あらかじめ外部人材とのネットワークをつくる活動を進めておくことが必要である。

ネットワークづくりのためには、近隣の大学における教育研究活動に地方公共団体の職員が参加したり、大学の社会連携担当と連携方策について協議することなどが契機となる可能性がある。また、関連するセミナー等に参加し、研究者や政策アドバイザー等との人脈づくりをすることも有用である。

#### (2) 人材育成のための研修

エビデンスに基づく教育政策の推進には、地方公共団体の職員や学校現場の教職員の自発的な取組が重要であり、それを促す人材育成のための研修が必要となる。

エビデンスに基づく教育政策の推進のために必要となる人材の資質・能力としては、エビデンスの収集・加工等の能力、政策立案（部局横断的なデータのクロス集計）・検証を行うノウハウ、学術的な分析手法の知識等が挙げられる。人材育成にあたっては、各種講習会、研修、放送大学の活用等が考えられる。

### (3) 情報発信

様々なレベルでの情報発信も非常に有効な取組である。エビデンスに基づく教育政策の重要性について、考え方がまだ十分浸透していない地方公共団体においては、まずは、エビデンス重視の考え方や意義、目標等を、職員に向けて発信することが必要になる。その際、外部人材を招いた研修会や勉強会等も有効である。

また、教育現場に対しての地方公共団体からの情報発信も重要である。学校の校長会や指導主事の学校訪問、授業研究発表会等の機会を通じた教職員への情報発信等が考えられる。

## 7. 参考資料

### 7.1 アンケート調査票

#### 問1 教育振興基本計画について

貴自治体において教育振興基本計画(※)を策定している場合、その内容や活用についてご回答ください。

(※)教育の振興が全体の一部として盛り込まれている計画(総合計画等)や教育大綱を貴自治体の教育振興基本計画と見なしている場合はその内容も含まれます。

問1-1 教育振興基本計画において、各地方公共団体の実情に即した具体的な目標を設定していますか。

1. 設定している
2. 設定していない
3. 教育振興基本計画(該当する計画や教育大綱含む)は策定していない

問1-2 上記の目標の達成状況を測定するための指標を設定していますか。

1. 設定している
2. 設定していない

問1-3 教育施策の実施にあたって、上記の指標をどのように活用していますか。(複数回答可)

1. 目標の達成度合いや計画の進捗状況の評価  
(例)「中学校卒業段階で英検3級程度を達成した中学生の割合を50%にする」という指標に対して現状の数値を把握した
2. 課題の抽出  
(例)「中学校卒業段階で英検3級程度を達成した中学生の割合を50%にする」という指標に対して現状の数値が30%であった場合、誤答と学校の指導方法の関連を分析したり、成績分布をみるなどして原因や課題の分析を行った。
3. 施策・事業の改善や新規施策・事業の立ち上げ  
(例)「中学校卒業段階で英検3級程度を達成した中学生の割合を50%にする」という指標に対して現状の数値が30%であった場合、学力調査の結果を分析した上で、学力層別に異なる事業を実施するなど、高い効果を見込める英語教育を推進する施策の改善や新規施策の立ち上げを行った。
4. 施策・事業の予算への反映  
(例)「中学校卒業段階で英検3級程度を達成した中学生の割合を50%にする」という指標に対して現状の数値が30%であった場合、他の事業の達成状況等を踏まえ、優先順位を勘案した上で、英語教育を推進する施策に関する予算を増額した。
5. 活用していない
6. その他  
自由記述

問 1-4 前項で回答 2,3,4 をご回答いただいた場合は、その取組について可能な範囲で具体的に記述してください。取組についての資料がある場合は、そちらを付していただいても結構です。

記載例:

- 学力調査において平均正答率が伸び悩んでいる学校の誤答分析を行い、つまずきを特定する。
- 高校における中退率や中退時期を調査して中退原因を特定し、中高連携で取組を進める。
- 英語力調査の成績分布を分析し、学力層別に異なる種類の事業を実施し、効果的に子供の英語力改善を図る。
- 政策評価の中で事業効果を分析・説明し、当該事業の来年度予算増額を概算要求する。

## 問 2 個人情報を含むデータの取扱いについて

貴自治体における個人情報を含むデータの取扱いについてご回答ください。

問 2-1 貴自治体において、個人情報を含むデータの活用の際、どの範囲までデータの共有・利用が可能ですか。(複数回答可)

1. 調査・報告を実施した課・室での活用が可能
2. 調査・報告を実施した課・室が所属する部署(部、局等)での活用が可能
3. 統計データを取りまとめる課・室(「統計課」等)での活用が可能
4. 自治体内全ての部署での活用が可能
5. 自治体外部の行政機関への提供が可能
6. 自治体外部の研究者等への提供が可能
7. その他

(自由記述)

(注) 調査・報告を実施した課・室を超えた範囲でデータを活用する際、個人情報を匿名化する(例: 各人の情報に ID を割り振って、個人名を追跡できない形で提供する)等の処理をして活用している場合も、ご回答ください。

問 2-2 前項で「4. 自治体内全ての部署での活用が可能」「5. 自治体外部の行政機関への提供」「6. 自治体外部の研究者等への提供」と回答した場合、活用・提供を可能としている根拠をご回答ください。

記載例:

- 個人情報保護条例において〇〇という規定がある。
- データ取得時において本人の同意を得ている。

### 問 3 外部人材の活用について

貴自治体における外部人材の活用についてご回答ください。

問 3-1 エビデンスに基づく教育施策の実施にあたって、助言や分析作業を担う外部人材を活用していますか。

1. 活用している
2. 活用していない

問 3-2 前項で「1.活用している」と回答した場合、具体的には、何を目的としてどのような外部人材をどのような形態で活用していますか。また、外部人材活用に係る契約、委託、協定等の文書があれば、差し支えのない範囲でご提供ください。

記載例：

- 大学と協定を締結し、個人情報を含むデータをその大学の研究者に貸与し、行政評価に関するデータ分析を実施してもらった
- 大学の研究者を自治体の職員として雇用し、自治体内のパソコンに限定し、個人情報を含むデータにアクセスできるよう契約を締結した
- 行政アドバイザー業務を行う外部人材を週 3 日の非常勤職員として雇用するため、条例を改正した

### 問 4 エビデンスに基づく教育施策上の課題

貴自治体がエビデンスに基づく教育施策を実施するにあたっての課題についてご回答ください。

問 4-1 貴自治体がエビデンスに基づく教育施策を実施する、もしくは今後取組を進めていく上で、どのような課題を抱えていますか。(複数回答可)

1. 学校現場等の関係者からの理解を得ることが難しい
2. 行政内部で理解を得ることが難しい
3. エビデンス収集や分析の知見を有する人材が不足している
4. データを所掌する部署間の連携がとれていない
5. 施策立案に必要なデータが不足している
6. データが電子化されていない、様式がばらばらであり整理が難しい
7. 個人情報保護のため、必要なデータにアクセスできない
8. データの分析方法がわからない
9. その他

自由記述：

問 4-2 エビデンスに基づく教育施策を実施する上で、国のどのような取組があればよいと思われませんか。(複数回答可)

1. 調査の窓口の一本化
2. データのオープン化に関するガイドラインの整備
3. 外部人材とのネットワークの構築
4. その他

自由記述

#### 問 5 都道府県下の自治体の取組

都道府県教育委員会におかれましては、管下の自治体の取組についてご回答ください。  
(指定都市、中核市については別途アンケートを送付しておりますので、ご回答不要です。)

問 5-1 貴都道府県管下の自治体で、エビデンスに基づく教育施策を行っている例をご存知でしたら、自治体名と概要をご記入ください。

自治体名: \_\_\_\_\_

取組の概要:

平成 29 年度文部科学省委託調査「教育改革の総合的推進に関する調査研究」

エビデンスに基づく教育政策の在り方に関する調査研究 報告書

2018 年 3 月

株式会社 三菱総合研究所  
科学・安全事業本部